

生物多様性しが戦略2024

資料1-2



～自然・人・社会の三方よし～（原案）



令和6年(2024年)3月
滋賀県



構成

プロローグ	～滋賀は生物多様性の宝庫～	3
1 はじめに	(1) 生物多様性の可能性	4
	(2) 生物多様性保全の必要性	5
	(3) これまでの取組と国内外の動向	6
	(4) 策定趣旨	7
	(5) 戦略の位置づけ	9
	(6) 取組期間	11
	(7) 取組対象地域	11
2 現状と課題	(1) 滋賀県のなりたちと特徴	12
	(2) 琵琶湖とその周辺水域の生物多様性	14
	(3) 里地里山・農地環境の生物多様性	17
	(4) 森林・山地の生物多様性	19
	(5) 野生動植物種の保護・保全等	23
	(6) 社会課題との関係	28
3 目指す姿	(1) 長期目標	34
	(2) 短期目標	35
	(3) 短期目標の下での象徴的な保全目標	36
4 取組方針	(1) 保全	38
	(2) 活用	38
	(3) 行動	38
	(4) 取組の考え方	39
5 行動計画	(1) 考え方	42
	(2) 保全	43
	(3) 活用	46
	(4) 行動	49
6 戦略の推進	(1) 考え方	52
	(2) 各主体の役割・連携	53
	(3) 点検・評価	54
[資料編]	ふりかえり（しが戦略2015の評価）	56

~滋賀は生物多様性の宝庫~

- 琵琶湖を中心に山地・山脈に囲まれた盆地地形の内陸県
- 日本列島のほぼ中央に位置し、生きものの種数は1万を超え、分布の北限、南限となる種も存在
- 豊かな水と自然が近江の食やモノを供給し、文化を育む

琵琶湖

- 世界有数の古代湖で、60種を超える固有種を含め、2,400種以上生きものが生息・生育
- ラムサール条約登録湿地として、ヒシクイやコハクチョウ、カモ類など毎年10万羽以上の水鳥が飛来する全国有数の越冬地
- 「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定、さらに、琵琶湖と共生する農林水産業が「森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として世界農業遺産に認定



豊かな森の四季

日本のトンボ約200種のうち100種が滋賀で確認

(生物多様性びわ湖ネットワーク: 県内の企業6社が中心となってトンボ100種の確認を目標に2016年から活動)

県面積に占める自然公園面積の割合全国一

琵琶湖、鈴鹿の2つの国定公園、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立自然公園で県面積の37.3%を占める

“生物多様性の象徴”

伊吹山



- 県内最高峰。県内の植物約2,300種のうち約1,300種が生育する植物の宝庫で、山頂のお花畑は国指定天然記念物
- 森林の下層植生が衰退して裸地化、土壌流出→保全再生へ

“企業等による保全の取組を国が認定”

自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を環境省が認定(保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録)

2023年度前期 7件認定(全国122件)

- ・ 叶匠寿庵 寿長生の郷(大津市17ha)
 - ・ 奥びわ湖・山門水源の森(長浜市63ha)
 - ・ パナソニック草津工場「共存の森」(草津市1.3ha)
 - ・ 太陽生命くつきの森林(高島市21ha)
 - ・ 積水樹脂物流センター 生物多様性保全エリア(東近江市2.3ha)
 - ・ サントリー天然水の森 近江(日野町175ha)
 - ・ 積水樹脂滋賀工場 生物多様性保全エリア(竜王町2.6ha)
- 計282.2ha

既存の保護地域は県土の41.6%

→長期的には“琵琶湖(16.7%) + 30%”へ(46.7%)



(緑色が濃いほど、生物多様性の価値基準に該当していることを示す)

1 はじめに

(1)生物多様性の可能性

生物多様性とは、いろいろな場所でさまざまな種類や個性の生きものでにぎわっていることで、そのにぎわいはそれぞれがつながりあって維持されています。約46億年の長い地球の歴史のなかで生命が誕生し、気候などの環境変化に適応して多様な進化を続け、現在、地球上にすむ生きものの種数は3,000万種に及ぶともいわれています。

生物多様性には3つのレベルがあります。生きもののすみかは、山地から、海、湖沼、河川、湿原、干潟にいたる多岐にわたり（生態系の多様性）、そのすみかごとに特有の生きものが生息・生育し（種の多様性）、さらには、同じ種であっても地域により個体群の遺伝的特徴が異なり、また、同じ個体群内でも個体ごとの遺伝子に差異があり、形や模様等の個性として表れます（遺伝子の多様性）。

生態系が多様なことで、種の多様性や遺伝子の多様性が担保されます。種が多様なことで生きもののつながりが複雑になり、環境変化や人為的影響に対する柔軟性や適応力が高まり、また、遺伝子が多様なことで、病気などへの抵抗力も高まり、種の絶滅を防ぐことにつながると考えられています。

わたしたちの暮らしは、こうした生物多様性が育むさまざまな自然の恵みに支えられています（生態系サービス）。緑色植物の光合成によって生まれる酸素や、分解された生きものの遺体が混ざり込んだ土壌、水中の栄養塩などがわたしたちを含む生命の生存を支える土台となって（基盤サービス）、食料、木材、衣類、紙、医薬品としてわたしたちの生活に欠かせない物資が供給され（供給サービス）、気候の緩和や水源の涵養、水質の浄化といった環境条件が調整され（調整サービス）、自然がもたらす癒しや景観、自然とともに育まれた文化や知恵が心身を豊かにしてくれます（文化的サービス）。

このように生物多様性の恩恵は、わたしたちの衣食住、スポーツや文化のアクティビティ、心と身体の癒し、社会経済活動のベースとなるものです。豊かな生物多様性を保つことは、心身両面の健康をもたらす、わたしたちの生活の質や社会経済活動の生産性を高める可能性を秘めています。

はじめに

(2)生物多様性保全の必要性

わたしたちは生物多様性から多くの恩恵を享受しながらも、便利で快適な暮らしを求めるなかで、生物多様性に様々な負の影響を与え、その可能性を脅かしています。生物多様性の危機をもたらす要因としては、開発や乱獲などの直接的な人間活動によるもの（第1の危機）、里地里山の利用など人間の自然に対する働きかけの減少によるもの（第2の危機）、外来種や化学物質など人間が持ち込んだものによるもの（第3の危機）、気候変動など地球規模の環境変化によるもの（第4の危機）があります。近年、生物多様性の損失は気候変動とともに世界全体で喫緊の課題であると同時に、地域課題でもあるため、これに対処し、行動する必要があります。

生きものの種類や生育・生息場所が減少して生態系や種の多様性が失われ、地域個体群の消失や他の個体群との交雑により遺伝子の多様性が失われ、生態系サービスの土台が脆弱になると、日々の暮らしや社会経済活動において生物多様性の恵みを十分に受けられず、ひいてはわたしたち人類を含めた地球上の生命の危機につながります。対策を取らない限り、今後数十年で地球上の約百万種の生きものが絶滅するおそれがあると指摘されています。

生物多様性条約の前文では、生物多様性には内在的な価値があるとされ、生きものは人間にとっての経済的価値や有用性とは関係なく存在している一方、人間も地球を分かち合っている一員としての役割を果たすことが、生物多様性の恩恵を持続的に受け、その可能性を未来につなぐこととなります。そのためには「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」という地球の生態学的な上限を人間活動が超えない範囲に収めることが必要で、自然と人との共生、物質や資源の循環、脱炭素などが求められています。これらはまた、わたしたちの持続可能な社会を構築するうえでも通じる要素です。

持続可能な社会は、地域の特性を活かした強みを発揮しながら、他の地域ともつながる「ローカルSDGs」によってつくられていくものとされています。地域を特徴づける生物多様性は、四季折々の愛される風景、生きものや場所、イチオシの特産や資源といったかたちで、わたしたちの身近にあり、これらが現在だけでなく将来に向けた地域の強みや個性としても保全される必要があります。

はじめに

(3)これまでの取組と国内外の動向

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で2010年に採択された「愛知目標」を踏まえて改定された「生物多様性国家戦略2012-2020」を受けて、滋賀県では2015年に「生物多様性しが戦略」を策定し、生物多様性の保全に取り組んできました。

2020年度までの滋賀県における取組のふりかえりを行った結果、目標値の80%以上を達成できたのは全体の約6割でした。野生動植物の生息・生育地保護やレッドデータブックの公表、山村の生活文化と関わりの深いトチノキの巨樹巨木を保全するなど生物多様性の危機に対する緊急的な取組が進んだ一方、在来魚種の漁獲量は十分な回復には至っておらず、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物やニホンジカは取組により減少したものの目標には届きませんでした。自然と人との適切な関係を構築していくためには、野生動植物の減りすぎや増えすぎへの対策に継続的に取り組んでいく必要があります。

第15回締約国会議（COP15）において新たな世界目標として2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」においては、生物多様性が人類史上前例のない速度で劣化していることへの危機感から、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるべく、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることをミッションとし、その象徴的な目標として、陸と海の30%以上を保全する30by30目標が掲げられました。

このことを受けて、「2030年までにネイチャーポジティブ（自然再興※）を実現する」ことを目指す「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023年3月に策定されました。滋賀県としても、こうした新たな国内外の動きに対応していく必要があります。

※ 「再興」は生物多様性の損失を止め、反転させるという意味で用いられており、それを可能とする、自然資本を守り持続可能に活用する社会へと変革していくためには、今一度「自然」の価値を的確に認識して、共生と循環に基づく自然の理に則った行動を選択するよう、個人と社会の価値観と行動を「再考」していくことを同時に進めることも重要、とされています。

はじめに

(4)策定趣旨

わたしたちの母なる湖・マザーレイクである琵琶湖は、「わたしたちの暮らしを映す鏡」であり、「地球環境を見通す窓」とも言われます。地域と世界がつながる独自の接点を身近にもつ滋賀が、気候変動と並ぶ喫緊の課題である生物多様性の危機に対応し、その恩恵を未来につなぎ、強みとするために行動することを通じて、持続可能な社会に必要な「炭素中立（カーボンニュートラル）」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の同時達成に向けて率先して取り組んでいくため、生物多様性地域戦略を策定することとします。

前戦略では、「守り（もり）」という言葉に着目し、人が自然を管理するのではなく、自然本来の力に委ね、必要な手を加え、次の世代に引き継ぐという考え方を取り入れました。

国家戦略の「自然再興」には、自然の理に則った行動を選択するよう、個人と社会の価値観と行動を「再考」する、の意味が込められていますが、「守り（もり）」という言葉は、滋賀の歴史と経験の中で導かれてきた、自然と人とのかかわり方に対する一つの答えともいえます。

地域の環境保全活動は、琵琶湖を通して活力ある私たちの暮らしの目指すべき方向性や目標を共有し、取り組むマザーレイクゴールズ（MLGs）として掲げ、発展的に継承されてきました。こうした考え方や取組に通底するアイデンティティは、本戦略の策定を契機に、滋賀ならではの「再考」をしていくための土台となるものです。

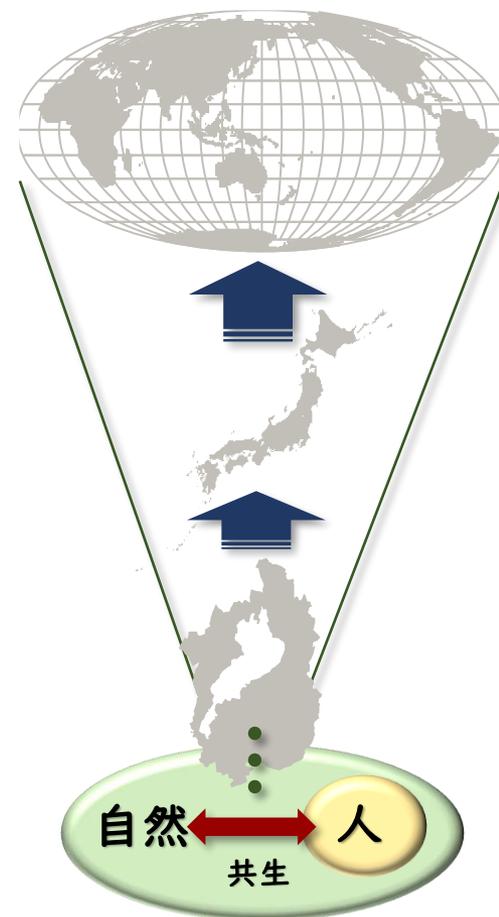
はじめに

(4) 策定趣旨

生物多様性は、わたしたち人間を含む全ての生きものの生存の基盤を形成しています。生物多様性を守り、暮らしの知恵や文化を継承しながら、自然の恵みを持続可能な形で活用していくことは、自然と人が、互いに生かし生かされ、ともに生きていくという共生の実現につながるものです。

また、その実現は、滋賀にとどまらず、日本、さらには、世界への貢献につながるというメッセージを、“自然・人・社会の「三方よし」”に込め、新たな世界目標や国家戦略を踏まえ、地球規模で考え、地域で行動する（Think globally, Act locally.）計画として、滋賀の生物多様性保全とその持続可能な利用に取り組んでいくこととします。

社会≒世の中（滋賀<日本<世界）



“本戦略における三方よしのイメージ”

はじめに

(5)戦略の位置づけ

本戦略は、生物多様性基本法第13条に基づく、滋賀県における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）です。

滋賀県の環境行政の基本計画となる滋賀県環境総合計画は、持続可能な開発目標（SDGs）の特徴を生かして持続可能な滋賀の実現を図る滋賀県基本構想の部門別計画として位置づけられています。

また、2015年9月に公布・施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において、琵琶湖は「国民的資産」として位置づけられました。この法律のもとで、滋賀では、行政による「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づく琵琶湖の保全再生施策と、県民等多様な主体の協働の枠組みであるマザーレイクゴールズ（MLGs）との両輪で取り組んでいます。本戦略はこれらの計画や取組と整合するものです。

生物多様性保全については、生物の多様性の確保および生活環境等の保全を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を定めています。

本戦略は、前戦略と同様に、本条例第8条に基づく、野生動植物との共生に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画としても位置づけ、野生動植物との共生に関する基本方針、野生動植物との共生に関する長期的な目標、野生動植物との共生に関し講ずべき施策等を定めることとします。

さらに、本戦略は、条例第9条に規定される、野生動植物の種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想として、2021年4月に改定した「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」とも整合するものです。

はじめに

〔本戦略の位置づけ〕

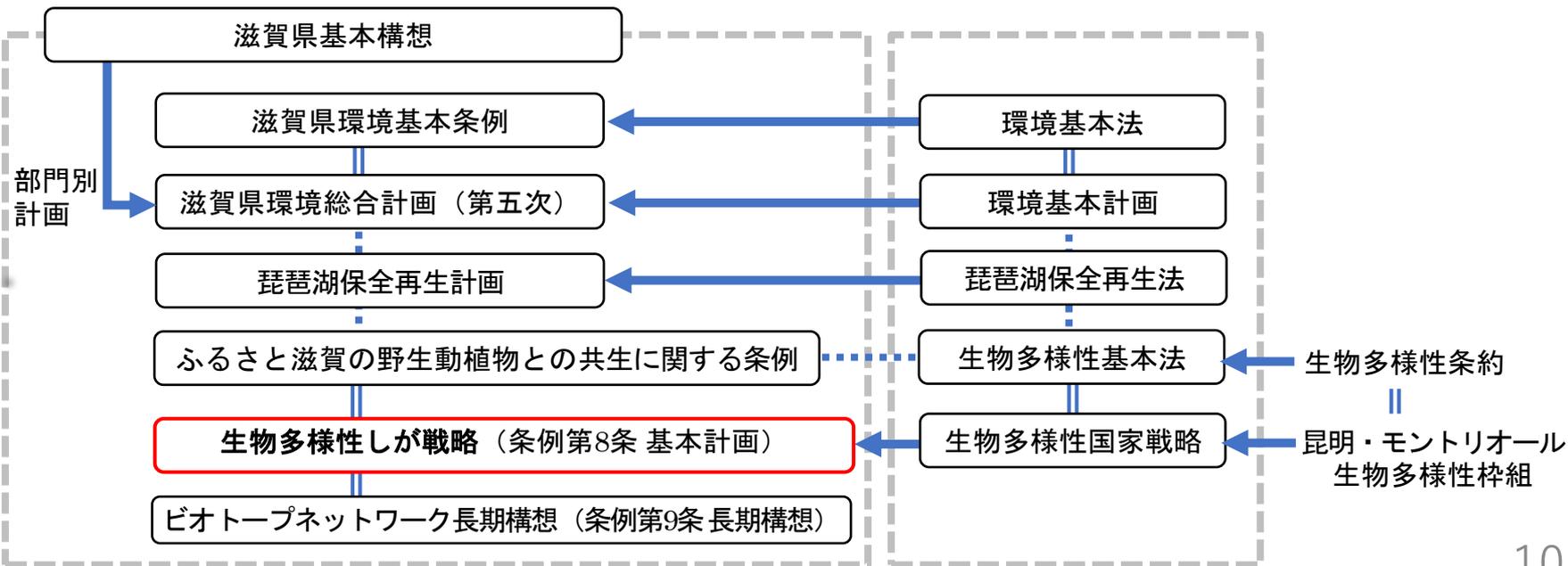


Mother Lake Goals

変えよう、あなたと私から



滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



はじめに

(6)取組期間

本戦略は、生物多様性国家戦略2023-2030や滋賀県基本構想、第5次滋賀県環境総合計画との整合を図り、2030年度までを取組期間とします。

なお、国家戦略では、2050年までに自然共生型社会を実現することを長期目標とし、このビジョンの達成に向け、2030年までに達成すべき短期目標（2030年ミッション）が掲げられています。しが戦略においても、2050年の長期目標に向けて取り組むこととしますが、次の世界目標や国家戦略の策定状況に応じて取組期間を延長するなど、臨機応変に対応していくこととします。

(7)取組対象地域

本戦略の取組対象地域は、滋賀県全域とします。

2 現状と課題

(1)滋賀県のなりたちと特徴

滋賀県は周囲を山々に囲まれ、その中心に県の面積の約1/6を占める琵琶湖があり、そこに400本以上の河川が琵琶湖に流れ込んでいます。琵琶湖の集水域という単一の自然水系と県域とがほぼ一致していることも、滋賀県の大きな特徴です。滋賀県はまた、日本列島のほぼ中央部の本州のもっともくびれた箇所の内陸部に位置しており、いろいろな生きものの分布の北限や南限にもなっています。

県境の山々から琵琶湖に至る同心円的な盆地状の地形的特徴は「小宇宙」とも称されることがあり、奥山の源流部から低山・丘陵地に展開する「里山」、水田地帯や市街地が広がる平地を経て琵琶湖へとつながる河川水系の総体が滋賀県であると捉えることができます。

滋賀県の気候は内陸性で、北部は冬に雪が多く降る日本海側気候、南部は夏の降雨が多い太平洋側気候もしくは瀬戸内海式気候となりますが、北部と南部の境界が琵琶湖を取り囲む近江盆地にあるため、気候が漸次的に移行するのが大きな特徴です。北部は豪雪地帯でもあり、県の最高峰・伊吹山で1927年に観測された積雪量11m82cmは今も世界記録です。

滋賀の大地には、伊吹山を形づくる約3億年前の海で形成された石灰岩や、鉱物の宝庫・田上山地に残る太古の火山活動の痕跡、約1,700万年前の亜熱帯の海洋生物の化石など、遠大な歴史が刻まれています。なかでも、約440万年前、今の三重県伊賀地方までさかのぼる古琵琶湖の地層は、湖が大きさや深さを変えながら、現在の琵琶湖の位置へと移動した足跡を残しています。このような長い歴史ゆえ、琵琶湖は世界有数の古代湖のひとつとされ、約40万年前に現在の広く深い湖が形成され、多くの固有種の進化の舞台となっています。



2 現状と課題

(1) 滋賀県のなりたちと特徴

琵琶湖をはじめとする、水が豊かで穏やかな気候風土や情景がわたしたちにもたらした自然の恵みは、近江をこよなく愛したといわれる、俳人 松尾芭蕉が生涯980余の句のうち90近くを近江の国で詠んだことからもうかがわれます。また、近江米、近江野菜、近江牛といった「近江」を冠した食や、「琵琶湖八珍」などの豊かな湖の恵みが育まれ、全国的にも珍しく、絹、麻、綿の3つの天然繊維の織物産地が同一県内に存在しています。



滋賀県の湿潤な気候風土は、発酵食に適した環境を育み、ふなずしに代表されるなれずしをつくる技（製造技術）は、滋賀県を代表する食文化として国の無形民俗文化財に登録されています。「近江八幡の水郷」をはじめ、生活や生業、風土とともに人と自然の相互作用によって形成された景観が、重要文化的景観に選定されているほか、2015年には「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定され、さらに、2022年には、琵琶湖と共生する農林水産業が「森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」（水田営農と深く関わりながら発展してきた琵琶湖の伝統的な内水面漁業を中心とする農林水産業のシステム）として世界農業遺産に認定されました。

2 現状と課題

(2) 琵琶湖とその周辺水域の生物多様性

琵琶湖の水質は、富栄養化の指標である全窒素および全りん等で1980年代以降、徐々に改善傾向が見られ、2019年度に初めて北湖の全窒素に係る環境基準を達成しています。2012年以降、淡水赤潮（1977年に大発生）は見られず、アオコ（1983年に南湖で初めて発生、1994年北湖で初めて発生）も、依然南湖では局所的に確認されているものの、2010年以降、北湖では確認されていません。

また、琵琶湖は400万年を超える歴史を有し、世界の中でも有数の古代湖です。その悠久の歴史の中で、琵琶湖には豊かな生物多様性が育まれており、60種を超える固有種を含め、2,400種以上の生物が記録されています。その内訳として、約200種の植物プランクトン、約120種の動物プランクトンが生息し、湖の生態系を支えています。また、底生生物は約700種と湖の生物種の約1/3を占め、在来魚は65種（琵琶湖には45種）が生息しています。琵琶湖の固有種で最も多いのは底生生物の38種（そのうち貝類が29種）で、魚類は16種います。

琵琶湖のアユは、一部は海産アユと同様に春先に流入河川を遡上し大きく成長した後産卵しますが、多くは湖内にとどまり小さな体のままで成熟するため「コアユ」と呼ばれ、遡上後産卵する時期は、結果として先に川にのぼっていた大きなアユよりも早くなります。こうした独自の特徴を持つ琵琶湖のアユは約10万年前に海産アユから遺伝的に分かれたといわれています。

琵琶湖漁業の漁獲量は近年、ホンモロコなどに増加の兆しがみられるものの、全体的には1980年代以降、大きく減少し低水準が続いています。漁場環境の新たな課題として、アユ、セタシジミ等の水産資源に成長不良や栄養状態の悪化が認められる年があり、漁場生産力の低下が懸念されています。

水草帯は、魚類の産卵や生息場所として、また水鳥の餌となるなど湖の生態系の重要な構成要素ですが、1994年の大渇水以降、特に南湖での生育面積と生育量が著しく増加し、夏になると大量に繁茂した水草が漁業や船舶航行の障害となったり、湖岸に打ち上げられ腐敗し悪臭の発生など生活環境にも悪影響を与えたりしたほか、湖流の停滞や湖底の泥化の進行、水中の溶存酸素量の低下など、自然環境や生態系に深刻な影響を及ぼすようになりました。その対策として、水草の増えすぎを抑える除去作業が行われています。なお、南湖の水草は、1930年代から1950年代の20～30 km²程度（南湖全体面積の4～6割）が望ましい状態とされています。

2 現状と課題

(2) 琵琶湖とその周辺水域の生物多様性

湖岸環境は、ヨシ原、砂浜、岩礁などさまざまな形態で存在しています。ヨシ原には、カヤネズミやオオヨシキリ、ニゴロブナ等、砂浜にはハマエンドウやハマゴウ等の海浜植物、岩礁にはイワトコナマズやアブラヒガイ等の固有種、という具合に、それぞれの湖岸環境に適応した生きものがみられます。

琵琶湖は低湿地性希少植物の宝庫で、琵琶湖・淀川水系に集中して分布する「原野の植物」が生育しており、寒冷地に生育するヤナギトラノオやツルスゲの分布の西南限とされています。

平野部の大きな河川沿いには河畔林が発達し、湖岸ではヤナギ林やハンノキ林、ヨシ帯が帯状に分布し、水域と陸域の推移帯（エコトーン）は、生物の多様性に富む「生きもののゆりかご」でもあります。琵琶湖岸や内湖、その周辺の河川・水路、水田等は、ニゴロブナをはじめとした多くの在来魚類の産卵場や仔稚魚の生育場として重要な役割を果たしてきました。

しかし、干拓や埋め立てなどの開発により、内湖はその多くが失われ、1940年の37か所約2,900haから1995年には23か所約425haに減少しました。また、自然湖岸の干拓や埋め立ても進められ、ヨシ群落は1953年の約260haから1991年に約173haに半減しました。

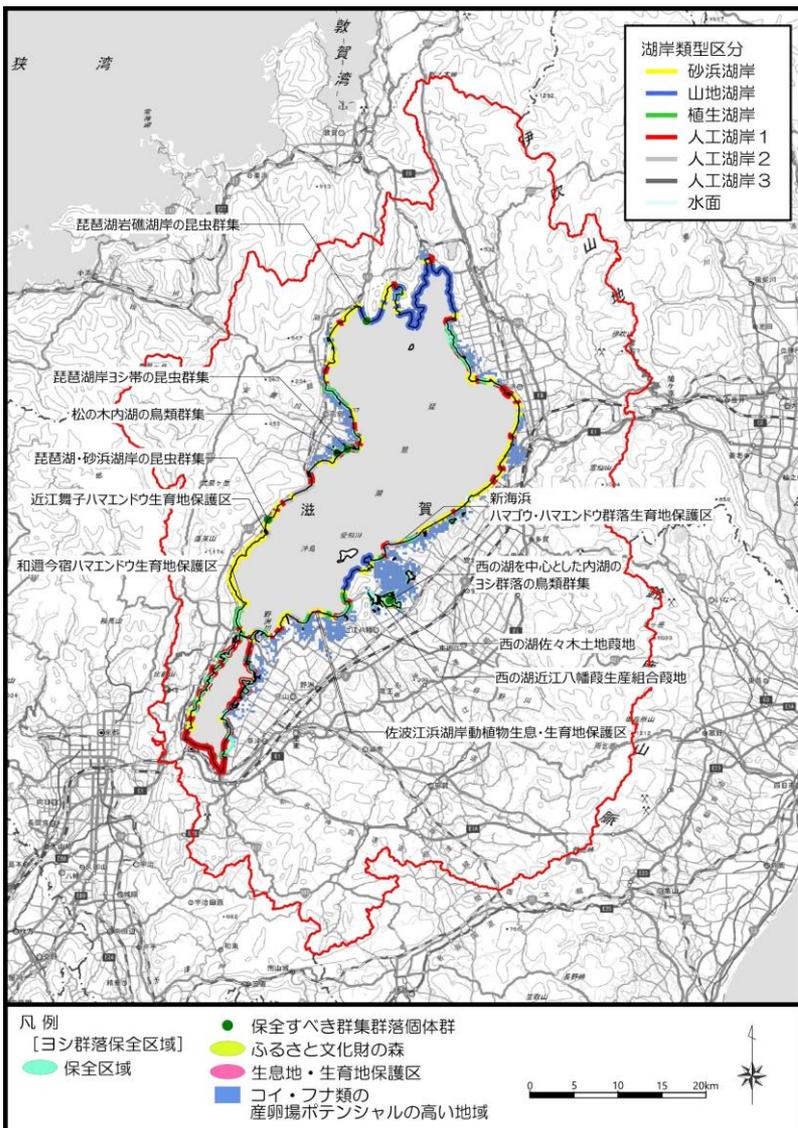
失われた内湖の重要性が認識され、その役割を復活させつため、滋賀県では2013年に「内湖再生全体ビジョン」をつくり、内湖と琵琶湖の豊かな生態系の回復、人とのより良い関係を築くための取組を進めています。

また、ヨシ群落は琵琶湖とその周辺に広がる湖国らしい郷土の原風景であり、生態系の保全にも欠かせないことから、1992年に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」を定め、地域特性に応じた維持管理やヨシ植栽地の造成、刈り取ったヨシの利活用に取り組んできた結果、2018年には約262haにまで回復しています。

2 現状と課題

〔湖岸環境〕

- 砂浜、ヨシ帯、山地など、様々な地形的特徴をもつ琵琶湖岸は、多様な動植物の生息・生育場所になっている。
- 現在は、人工湖岸の割合が最も多く（約40%）になっているが、湖岸の一部では、ヨシの植栽地や人工砂浜の造成や、養浜事業等が実施（約9%）されている。
- 次に多い砂浜湖岸（約30%）には、全国的に絶滅が懸念されるタチスズシロソウのほか、ハマゴウ、ハマエンドウなど、内陸の淡水域には珍しい海浜植物が生育
- 山地湖岸（約17%）のうち、湖北の岩礁には固有種のイワトコナマズやアブラヒガイ等が生息
- 植生湖岸（ヨシ帯）（約14%）は、湖国を象徴する原風景であり、カヤネズミやオオヨシキリ、ニゴロブナ等の生息や繁殖のために重要な場所。茅葺き屋根などに必要なヨシの国内の限られた産地である葎地（よしじ）も存在
- ヨシ群落保全地域など、現に魚類の産卵場となっている場所だけでなく、かつて内湖や琵琶湖の氾濫原であったところなどでもコイ・フナ類の産卵場となりうるポテンシャルがある。
- それぞれの湖岸環境に特徴的な保全すべき群集・群落が生息・生育し、湖岸植生等を対象に生息地・生育地保護区も指定されている。



※コイ・フナ類の産卵場ポテンシャルの高い地域：内湖等の水辺環境の再生や魚のゆりかご水田の取組により、コイ・フナ類の産卵場となりうる地域。琵琶湖流入水路における産着卵の分布調査に基づいて推定（国立環境研究所 琵琶湖分室 提供）

2 現状と課題

(3) 里地里山・農地環境の生物多様性

人の営みによって特有の自然環境が形づくられてきた里地里山は、多くの生きもののすみかになっています。

このうち、水田をはじめとする農地やため池にはタガメやミナミメダカ、ナゴヤダルマガエル、ヤマトサンショウウオ等が生息・生育しています。また、琵琶湖から河川、水田、水路、ため池等への水域のつながりは、コイやフナ、ナマズ等が行き来する水の回廊となってきました。

しかし、近年、高齢化の進行や担い手不足等により、人の手が入らなくなったところが荒廃農地となるなど、生きものも影響を受けています。

また、農業の生産性向上のための用排水の分離などによる水の回廊の分断、化学肥料や農薬の使用による生息・生育環境への影響が懸念されました。

このような環境変化への対策として、魚が産卵のために琵琶湖から水田に遡上できるようにする「魚のゆりかご水田」の取組を支援することにより、琵琶湖から河川に遡上して産卵する湖魚の繁殖環境や生態系の保全を図っています。

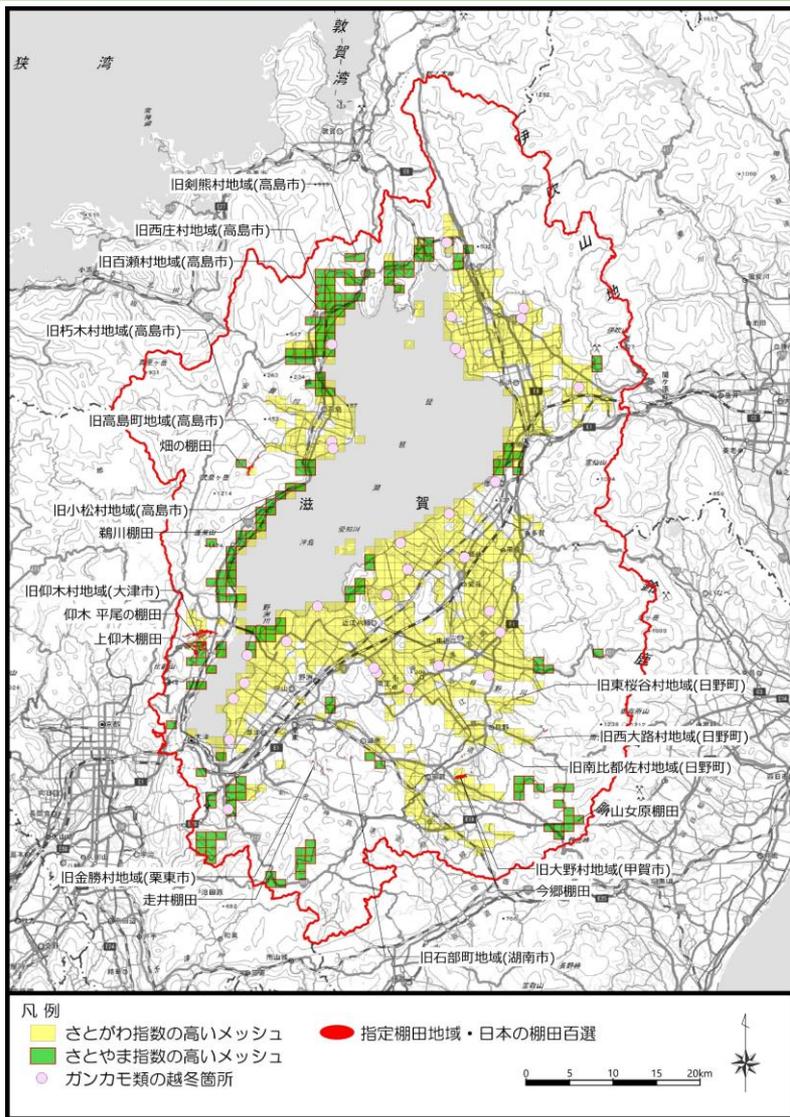
また、2001年には、琵琶湖等の環境負荷を低減する技術で生産された農作物を県が認証する「環境こだわり農産物認証制度」を開始し、水稻においては、栽培面積の45%までその取組が拡大しています。

さらに現在は、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つとして位置づけ、農薬や化学肥料を極力使わない環境こだわり栽培を持続可能な農業のシンボルとして本格的な拡大を推進しています。

2 現状と課題

〔湖辺～里山〕

- 湖辺から里山にかけては、農地や水路、河川、ため池、里山など多様な環境が隣接。こうした場合は、多様な環境の存在を示す「さとやま指数」や「さとがわ指数」が高く、サシバやニホンイシガメ、ヤマトサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル、トンボ類など、里山と農地、水辺と陸地を行き来する動物をはじめとした生きものの生息・生育環境のポテンシャルが高い。
- 琵琶湖には多くの河川が流入し、水辺環境が豊かであり、その象徴として、水辺に適応したトンボは豊富で、日本のトンボの約半分にあたる100種を確認
- ラムサール条約登録湿地である琵琶湖と西の湖が存在する滋賀県には、コハクチョウや天然記念物のオオヒシクイをはじめ、国際的な基準の一つである「約2万羽以上の水鳥」を優に超える10万羽以上の水鳥が毎年飛来・越冬。多くのガンカモ類が確認された越冬箇所では、ねぐらとなる琵琶湖や内湖、ため池だけでなく、餌場となる農地なども含めて、水辺環境が豊か
- 棚田など、人々の生活に根ざした景観が形成されている場所も、二次的自然として、生きものの生息・生育環境のポテンシャルの高さに寄与



※さとがわ指数の高いメッシュ：水辺環境の多様性が高く、魚類やトンボ類などの多様性が高いと考えられる地域。

※さとやま指数の高いメッシュ：里山環境の多様性が高く、里山に生息するサシバや、トンボ類、両生類などの多様性が高いと考えられる場所。

2 現状と課題

(4) 森林・山地の生物多様性

森林は、滋賀県の面積の約半分を占め、琵琶湖を取り囲み、琵琶湖の水を育み、自然災害防ぐ、水源涵養機能（洪水緩和機能、水資源貯留・水量調節機能、水質浄化機能など）を担う、まさに“水源の森”です。

植生は、琵琶湖を中心に、標高に従って同心円状に分布しています。標高600m付近を境に、それより上部は冷温帯のブナクラス域となり、自然植生のブナ林や代償植生のミズナラ林やシロモジ林が見られます。それより下部の低山から丘陵地、平野にかけては暖温帯のヤブツバキクラス域となり、自然植生のカシ類やシイ、タブノキ等の常緑広葉樹林が社寺林を含め山麓に局所的に見られ、代償植生のアカマツ林やクヌギ、コナラ等の落葉広葉樹林が広く分布しています。

森林は、食物連鎖の頂点に位置する大型哺乳類のツキノワグマや、猛禽類のイヌワシ、クマタカ等をはじめとした多くの生きものの生息・生育を支える場となっています。しかし、ブナ林等の天然林（自然林）の面積は、かつての拡大造林や開発等による伐採に伴い減少しました。また、クヌギやコナラ等の落葉広葉樹林では、薪炭材等の利用がなされ里山林として維持されてきたものの、生活様式の変化等によって人の手が入らなくなり、植生の変化が進んでいるところもあります。

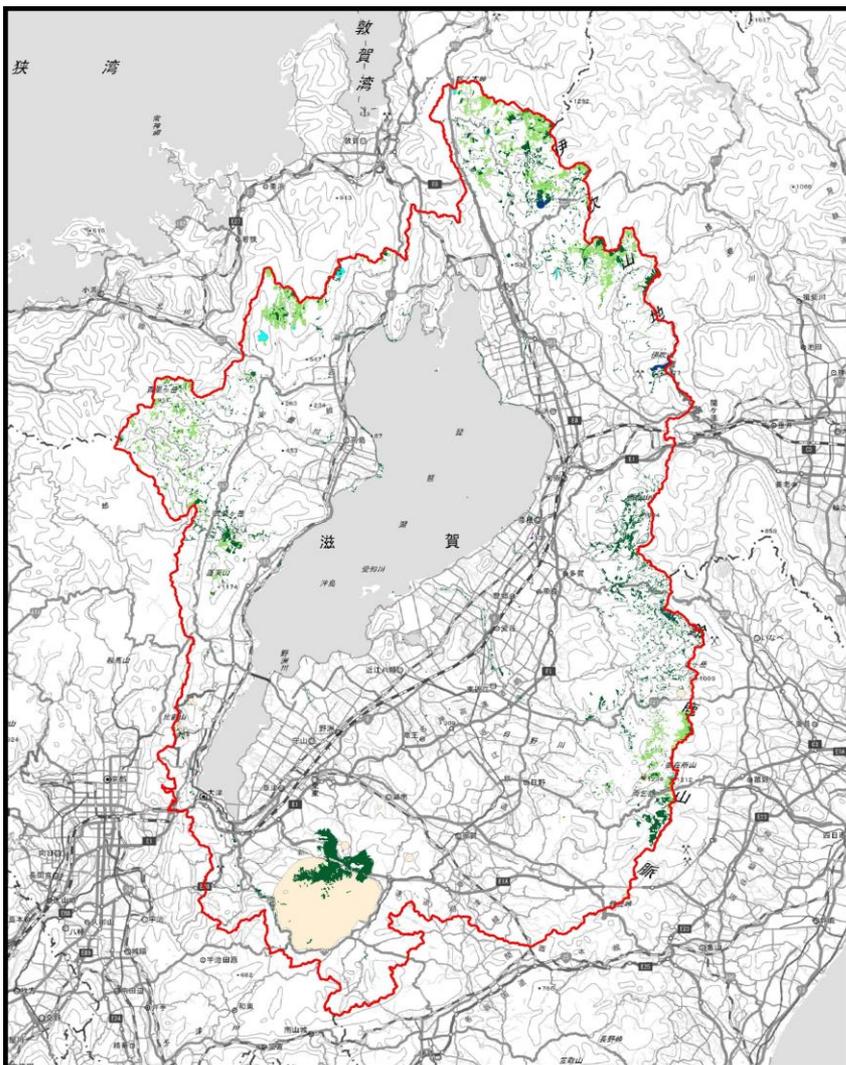
滋賀県と岐阜県境にそびえる標高1,377mの県内最高峰、伊吹山は、県内の植物約2,300種のうち約1,300種が生育する植物の宝庫として、山頂のお花畑は国の天然記念物に指定されています。しかし、ニホンジカの食害により、山頂お花畑や登山道のある南側斜面では、植生の衰退や裸地化が進んでいます。南側斜面では、これに加え、この数年で、降雨の影響により土壌浸食が生じており、復旧に向けた取組が始められています。

また、姉川や姉川支流の高時川では、2022年8月の大雨で上流域から土砂が流入し、水の濁りが続いたことから、アユの産卵数減少の要因の一つと推察されています。このことは、琵琶湖の水源である森から川、里、湖へのつながりを保全することの重要性を示しています。

2 現状と課題

〔自然度の高い森林〕

- 自然度の高い豊かな森林は、琵琶湖を取り巻く比良山地・野坂山地・伊吹山地・鈴鹿山脈の深部、奥山に存在している。
- また、それらの山域には、山村の生活文化と密接に関わり、保全・活用されてきたブナ林やトチノキの巨木群が点在している。
- 自然度の高い森林は滋賀県ではごくわずかに残されているのみであり、そこをすみかとする多くの生きものを守る観点からも、保全の重要性が高い（県土に占める割合は約4％）。



凡例	〔滋賀県で大切にすべき植物群落への選定〕	
〔植生の状況〕	● ブナ林	● 落葉広葉樹林
■ 自然林に近い二次林 (植生自然度8のうち 自然林に近いと考えられるもの)	● 低木林	● 針葉樹林
■ 自然林(植生自然度9)	● 常緑広葉樹林	

0 5 10 15 20km

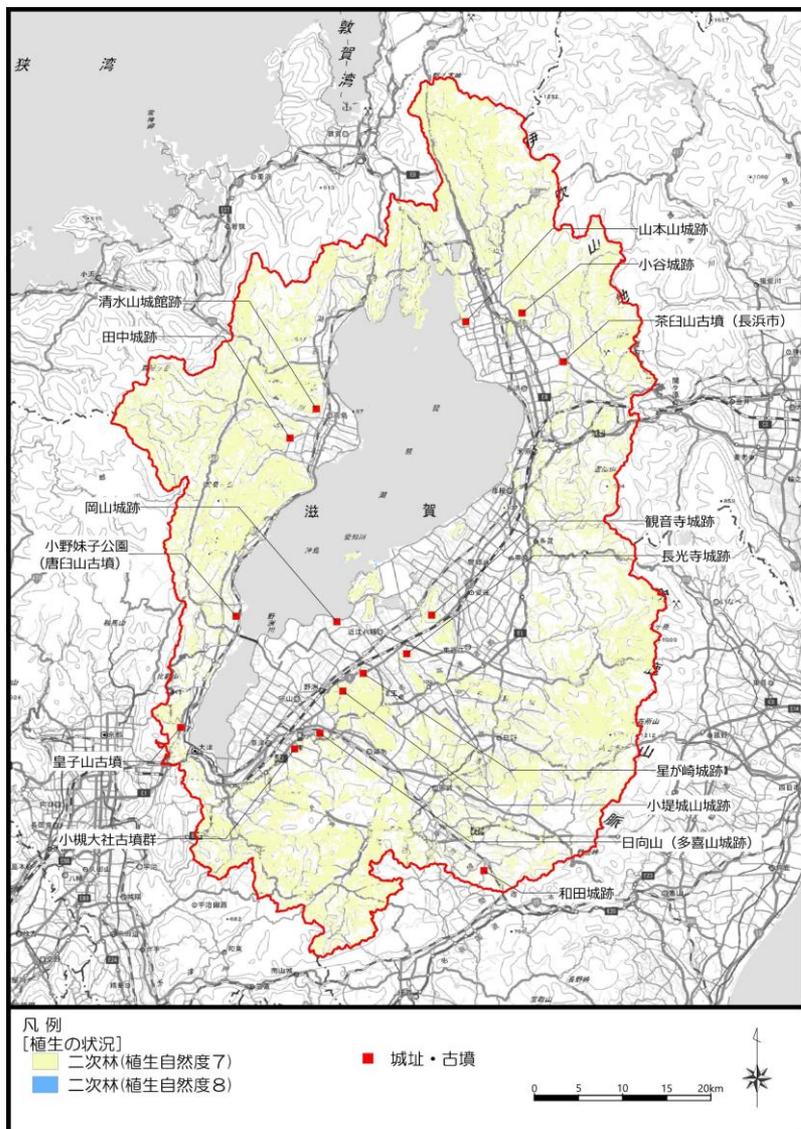


※ 「滋賀県で大切にすべき植物群落」：生物多様性の保全上、重要性が高い植物群落として2019年に滋賀県で選定。

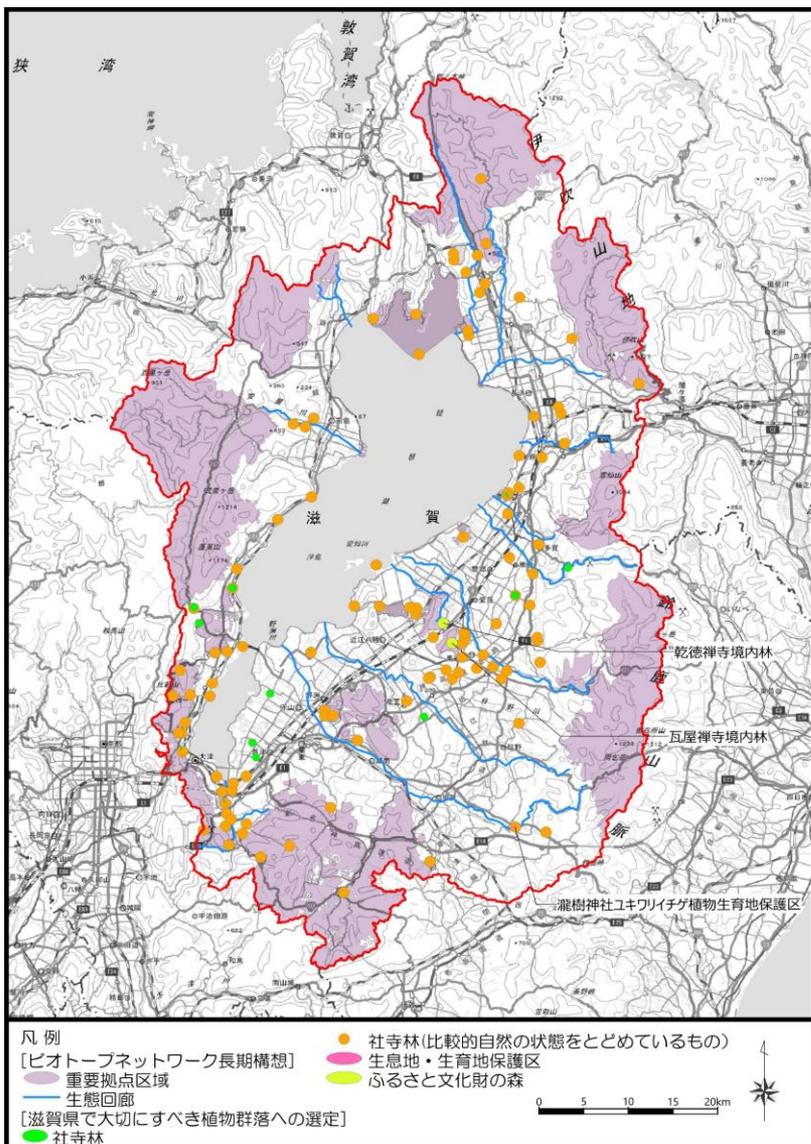
2 現状と課題

〔二次林〕

- 二次林は県内の広範囲に分布し（県土の約26%）、全国と比較しても高い割合となっている。
- 特に人里近くに位置する二次林では、いわゆる里山として、薪や炭を作るための木の伐採や、畑の肥料にするための落ち葉かき等、人の営みが広く行われていたと考えられる。
- クヌギやコナラ、アカマツ、ケヤキ、エノキ等で構成される二次林は、里山を代表するカタクリやギフチョウのほか、食用されるマツタケ、ミツバツツジ、オオムラサキ、ヤマトタマムシ等多くの生きものの生息・生育場所となっている。
- また、滋賀県には中近世にかけて1,300を超える城郭が築かれ、単位面積当たりでは日本一と言われているが、こうした城郭や古墳の一部にも二次林が成立し、地域の文化的資産として保存・活用・維持されることで、良好な生きものの生息・生育場所となっているところもある。



2 現状と課題



〔生きものの生息・生育場所とそのつながり〕

- 生きものの安定した存続のためには、拠点となる生息・生育場所だけでなく、それらのつながりが重要であることを踏まえ、滋賀県は「ビオトープネットワーク長期構想」を策定
- 同構想では、生きものの生息・生育の拠点となる自然のまとまりを「重要拠点区域」として選定している。
- 加えて、湖と川を回遊するビワマスなど、移動・分散を行う動物の移動経路となる、琵琶湖・内湖・河川・水路・ため池などの水域のつながりや、河畔林などの緑地とのつながりなど、河川が担う移動経路としての役割に着目し「生態回廊」を選定している。
- 移動経路の「飛び石」となる、社寺林やビオトープ、工場緑地なども存在している。
- 自然に近い状態で維持管理されている社寺林が点在していることも滋賀県の特徴であり、ユキワリイチゲなどの希少な生きものの貴重な生息・生育場所になっているところや、文化財の維持・修復のための檜皮を供給するなど、文化的価値を有する場となっているところもある。



2 現状と課題

(5) 野生動植物種の保護・保全等

① 希少種の保護

生態系の多様性の質の低下等が原因となって生息・生育環境が悪化し、絶滅が危惧される野生動植物が増えています。その実態を把握するため、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」では、「生きもの総合調査」を実施し、その結果を概ね5年ごとに公表するとしています。そのため、滋賀県では、レッドデータブックを2000年度から5年ごとに発行しています。最新の「滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2020年版～」によると、絶滅危惧種（絶滅の危機に瀕している種）、絶滅危機増大種（絶滅の危機が増大している種）または希少種（存続基盤が脆弱な種）は866種にのぼっています。

また、同条例の枠組みとして、人為的捕獲や採取からの希少種保護対策として、滋賀県では、2007年にハリヨなど22種、2014年にハマエンドウなど9種、2020年にアブラヒガイなど4種、計35種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲等を原則禁止としています。また、希少野生動植物種を生息・生育地と一体的に保護するため、12箇所を「生息・生育地保護区」として指定しています。

湧水環境に生息する絶滅危惧種のハリヨは現在、滋賀県と岐阜県の一部にしか生息せず、米原市醒井・地蔵川を「地蔵川ハリヨ生息地保護区」に指定しています。しかし、この保護区では、近年、北海道産と推測される近縁種のイトヨが侵入し、交雑が進んでいることが分かりました。また、本種は生息する主要な河川水系ごとに遺伝的に異なっていることから、「ハリヨ保護増殖指針」を策定し、地域の環境の遺伝的多様性を守るため、地元や企業の敷地内で保全する活動が行われています。



2 現状と課題

(5) 野生動植物種の保護・保全等

② 鳥獣の保護・管理

滋賀県は、琵琶湖を中心にコハクチョウや天然記念物のヒシクイなどの渡り鳥の重要な飛来地になっています。渡り鳥をはじめとする鳥獣の保護増殖を図るため、鳥獣保護管理法※に基づき、狩猟を禁止する地域として、鳥獣保護区（2023年度現在：45箇所、99,692ha）を指定し、このうち特に鳥獣の生息地として厳重に保護する地域を、特別保護地区（2022年度現在：14箇所、1,393ha）として、土地の形状変更などを規制しています。

一方で、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウなどの野生鳥獣の生息数の増加や分布域の拡大によって、農林水産業や生活環境への被害が出ています。また、ニホンジカの採食によって、森林の下層植生が衰退し、水源涵養機能や土砂流出防止機能などの森林の多面的機能の低下が懸念されるなど、自然生態系にも影響が及んでいます。

こうしたことから、県では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウについて、農林水産業などへの被害等の低減や自然環境の保全とともに、個体群の安定的な維持を目的に、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を作成し、取組を進めています。このうち、ニホンジカの推定生息数は、捕獲に取り組んだ結果、近年減少傾向にありますが、2019年度時点で約41,600頭（中央値：90%信用区間約33,000頭～約52,100頭）であり、防護柵の設置などの取組と併せて、引き続き捕獲に取り組む必要があります。

また、ツキノワグマについては、滋賀県では近隣府県に比べて生息数が少ないため、第一種特定鳥獣保護計画を作成し、保護と被害の低減を図っています。

※ 正式名称は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

2 現状と課題

(5) 野生動植物種の保護・保全等

③ 自然景観の保全

優れた自然の風景地の保護や利用を図り、生物多様性の確保に寄与することなどを目的とする自然公園法に基づいて、県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国立公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立自然公園があり、県面積に占める自然公園面積の割合は37.3%で全国一となっています。

また、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、自然環境の保全が極めて重要であることから、「滋賀県自然環境保全条例」に基づき、2022年度末現在で、6つの緑地環境保全地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として29件指定しています。そのほか、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、自然保護地など約687haを公有化しています。

④ 森林づくり、巨樹・巨木の保全

地域特性に応じた森林の保全や管理を進めるため、2004年3月に「琵琶湖森林づくり条例」を定め、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、第2期計画（2021年度から2030年度までの10年間）では、新たに森林づくりと農山村の活性化を一体的に行う「やまの健康」や気象災害に強い森林づくりを進めています。また、「滋賀らしい環境こだわり住宅」をはじめ、県産材や地場産の素材使用を進めており、2023年3月に「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」を定めました。

水源の森には、トチノキをはじめとする貴重な巨樹・巨木林が現存していますが、これらは、山村での生活文化と密接に関わりあって残されてきた自然資源です。これを次世代に残すため、県、市、森林所有者等との間で巨木の保全にかかる協定を締結し、保全活動や周辺環境整備を行っています。協定締結本数は、2022年度末現在で、高島市朽木と長浜市余呉町および木之本町で合計559本です。

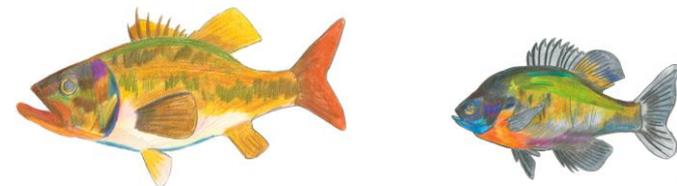
2 現状と課題

(5) 野生動植物種の保護・保全等

⑤ 外来種対策

外来種とは、もともとその地域にいなかった生きもので、人間の活動によって他の地域から連れてこられた生きもののことをいいます。アライグマのように外国由来の生物だけでなく、ワカサギのように日本国内の他の地域から滋賀県に持ち込まれた生物も含まれます。

滋賀県では、外来生物法※に基づき、オオクチバス（通称ブラックバス）やオオバナミズキンバイなどの生態系や農林水産業などに被害を及ぼす外来種の駆除に取り組んでいます。さらに、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、外来生物法の対象になっていないハクビシンやスクミリンゴガイなど19種類を「指定外来種」に指定し、飼養の届出を義務づけ、野外に放すことを禁止しています。



a 水域における外来種

琵琶湖では、駆除の取組により、オオクチバスやブルーギルなどの外来魚の生息量が減少傾向にあります。滋賀県が2008年に南湖で行った調査では、3種類の在来魚が確認され、2021年に同様の方法で調査したところ、13種類確認されました。また、水中に含まれる環境DNAの分析では、30種類の魚類が確認されるなど、これまでの対策の効果として在来魚の回復傾向が示唆されています。一方、近年、瀬田川と琵琶湖内でチャンネルキャットフィッシュの確認数が増加しており、琵琶湖の集水域に定着しているコクチバスの湖内での増加も心配されています。

身近な外来種であるアカミミガメとアメリカザリガニは、2023年6月に外来生物法の対象に追加され、これまで通り飼育はできますが、野外に放すことなどが禁止されるようになりました。

また、外来生物法の対象になっている水辺の植物としては、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、オオバナミズキンバイ、オオカワヂシャ等が琵琶湖で確認されています。特に、オオバナミズキンバイとナガエツルノゲイトウは、内湖にも分布が広がり、農地への侵入もみられることから、集中した対策を行い、低密度状態を維持していく必要があります。

※ 正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

2 現状と課題

(5)野生動植物種の保護・保全等

⑤外来種対策

b 陸域における外来種

陸域では、アライグマやハクビシン等の哺乳類の外来種の日撃情報が増加しています。特に、アライグマは関西一円で増加し、県内では2006年度から日撃情報や捕獲数が増加しており、ハクビシンも近年、県北部を中心に日撃情報が増えています。

春から初夏にかけて花を咲かせるオオキンケイギクも外来生物法の対象で、県内各地で見られることから、道路端や堤防で、開花して種子が散らばる前に除草を行うなどの対策がとられています。

⑥遺伝的多様性への配慮

ニゴロブナ等の資源回復対策として行われている種苗放流やヨシの植栽においても、環境の変化等に対する適応能力を保つため、遺伝的多様性への配慮が必要です。「水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画（滋賀県栽培漁業基本計画）」や「滋賀県ヨシ群落保全基本計画」に遺伝的多様性の保全について明記し、取り組んでいます。

また、滋賀県では、遺伝子組換え作物の栽培については「遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針」を作成し、慎重な対応を求めています。

2 現状と課題

(6)社会課題との関係

①気候変動

県内の平均気温は、この100年間で約1.4℃上昇し、将来的に最大約4.3℃の上昇も予測されています。年平均気温の上昇にともない、桜の開花が過去50年で約4日早期化し、水稻の白未熟粒や胴割粒といった外観品質の低下が懸念され、自然生態系においては、県内ではかつて分布していなかった南方系の蝶、ナガサキアゲハの増加など、その影響が様々な形で現れています。

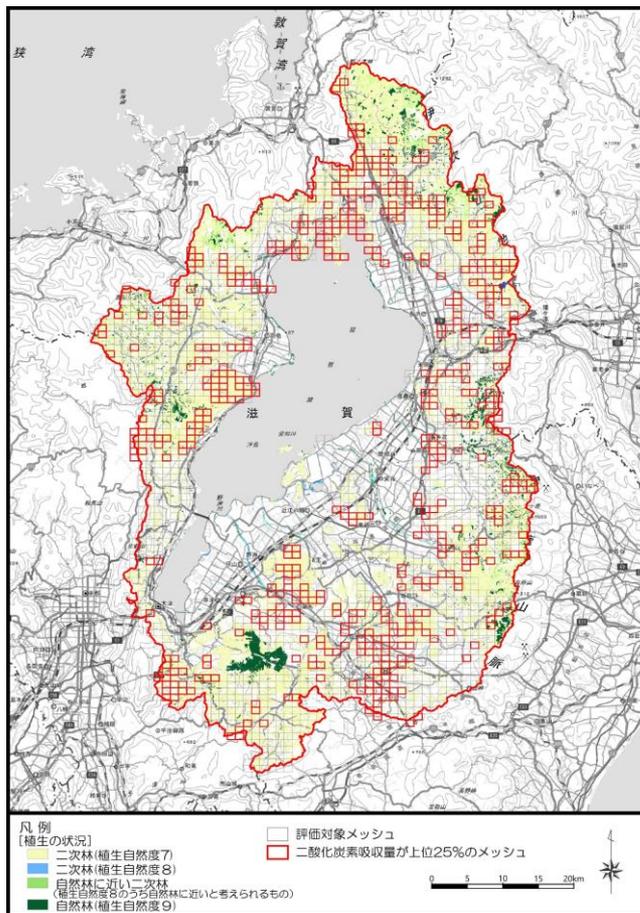
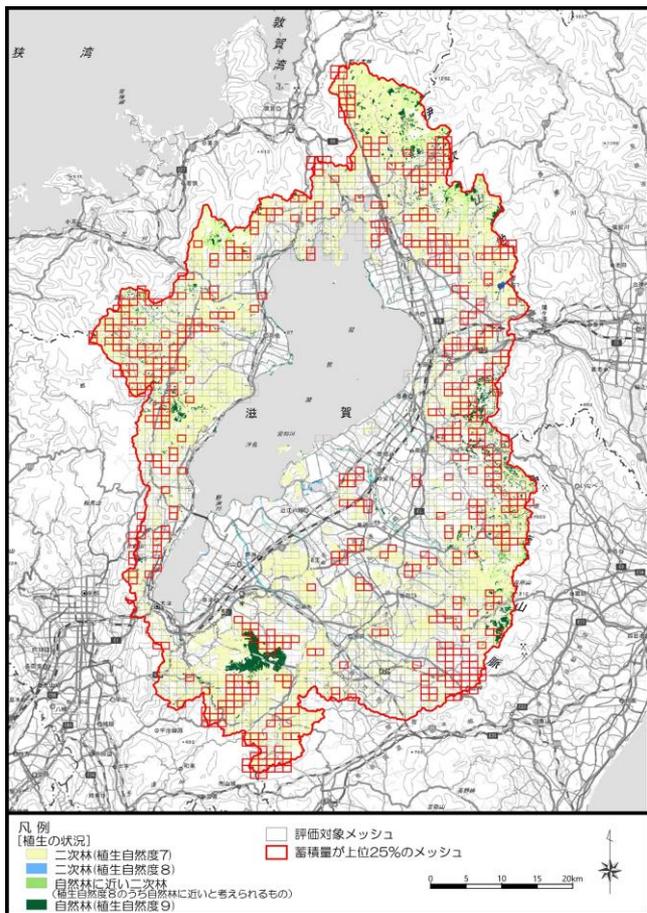
また、蚊やダニなどの分布可能域が変化することによる感染症リスクの増加、気候の変動幅の増加による洪水や渇水による被害の発生など、さらに深刻な影響が現れることも考えられます。

琵琶湖でも、北湖において、夏季にできる水温躍層が冬季に崩れて混ざり合う全層循環（琵琶湖の深呼吸）が2018年度と2019年度の2期連続で確認されませんでした。その結果、北湖の深層部に酸素が十分供給されない事態が発生し、地球規模での気候変動の影響が固有種を含む底生生物等の生息に及んでいます。

気候変動への適応策として、農林水産業では、高温登熟性に優れた水稻である「みずかがみ」と「きらみずき」の作付の推進、温暖化に伴う生育変化や病害虫の発生を予測した栽培管理技術、家畜に対する夏季の暑熱負荷軽減技術の普及を図っています。

また、気象災害のリスクの高い地区での適切な森林整備や治山事業、ライフライン沿いで防災・減災に強い森林整備等を進めています。

2 現状と課題



〔森林のもつ気候変動緩和機能〕

- 材積量が大きく、炭素を多く固定している森林は、奥山地域に多く分布
- 二酸化炭素吸収量が大きい森林は、人里近くに多く分布
- 林齢が高い森林ほど材積量が大きく炭素を多く固定する一方で、林齢が低い森林ほど二酸化炭素吸収量は大きくなることから、森林の状態により気候変動の緩和への貢献の仕方は異なる

材積量（炭素固定量）が大きい森林の分布※ 二酸化炭素吸収量が大きい森林の分布※

※ 材積量（炭素固定量）が大きい森林□：森林施業地域のうち、単位面積当たりの炭素固定量の上位箇所を示す。
 ※ 二酸化炭素吸収量が大きい森林□：森林施業地域のうち、単位面積当たりの二酸化炭素吸収量の上位箇所を示す。

2 現状と課題

(6) 社会課題との関係

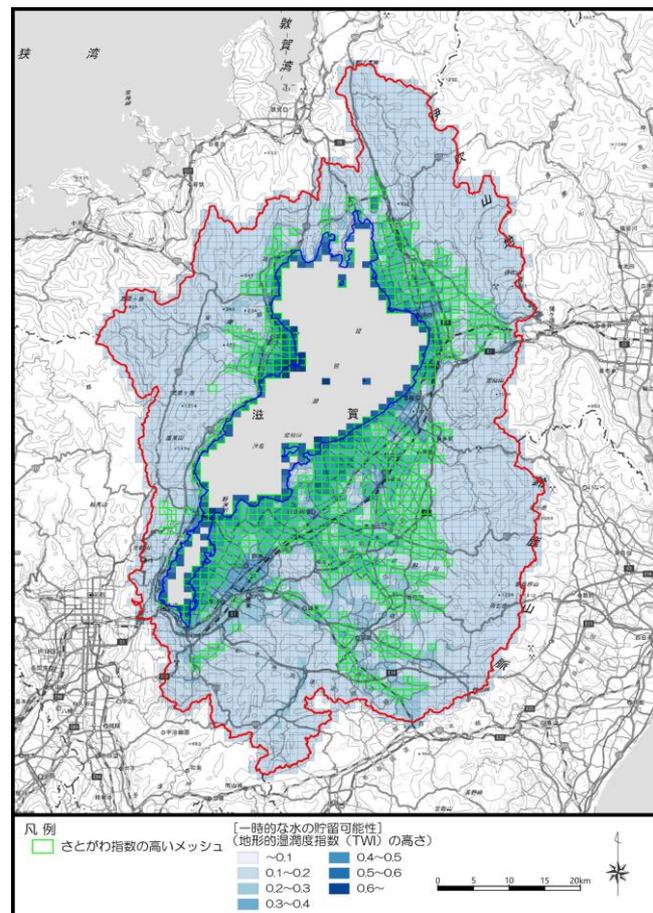
② 防災・減災

自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として認識し、自然の恵みを活かして気候変動対策、防災・減災、地域経済の活性化などの社会課題の解決に役立てようとする取組は「自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）」と呼ばれています。グリーンインフラやEco-DRR※は、この取組の一環としても位置づけられるもので、自然災害に対する強靱性（レジリエンス）を高める地域づくりと生物多様性の保全の両立に貢献し、地域の社会・経済的な発展にも寄与するとして注目されています。

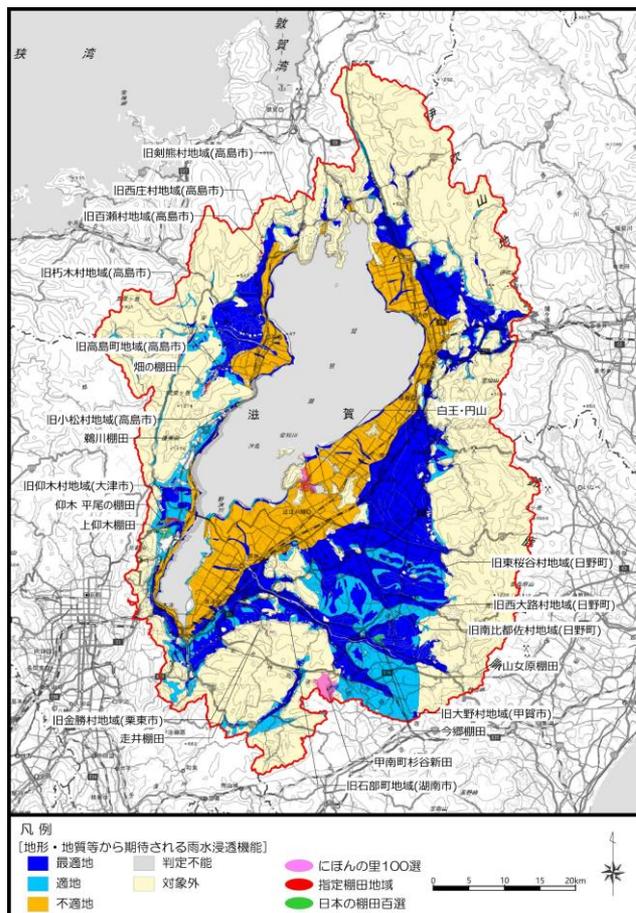
滋賀県では、持続可能で魅力ある県土づくりのため、自然環境が有する多様な機能を賢く活用したインフラ整備や土地利用等のグリーンインフラの取組をハード・ソフト両面から進めています。また、気候変動が琵琶湖の水質・生態系にもたらす影響と適応策、グリーンインフラの推進に向けた河川流域が有する多様な機能の把握とその保全・再生に関する研究を行っています。

※ 生態系を活用した防災・減災：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction

2 現状と課題



一時的な水の貯留可能性がある場所※



地形・地質等から雨水浸透機能が期待できる場所※

〔自然のもつ防災・減災機能〕

- 一時的な水の貯留可能性が高い場所は、琵琶湖畔や河川の周辺に分布。水辺での生物多様性のポテンシャルを示す「さとがわ指数※」が高い場所との重なりも多く見られる。こうした場所に位置する湿地等を維持することは、水辺の生態系の保全だけでなく、水の貯留機能により防災・減災にもつながると期待される。
- 山地を除く県域において、雨水浸透機能が強く期待される場所は、湖岸から一定離れている傾向にある。

※ 一時的な水の貯留可能性がある場所：集水面積が大きく傾斜が小さい地形となっており、水が溜まりやすい場所。地形的湿潤度指数 (TWI) の高さにより評価したもの

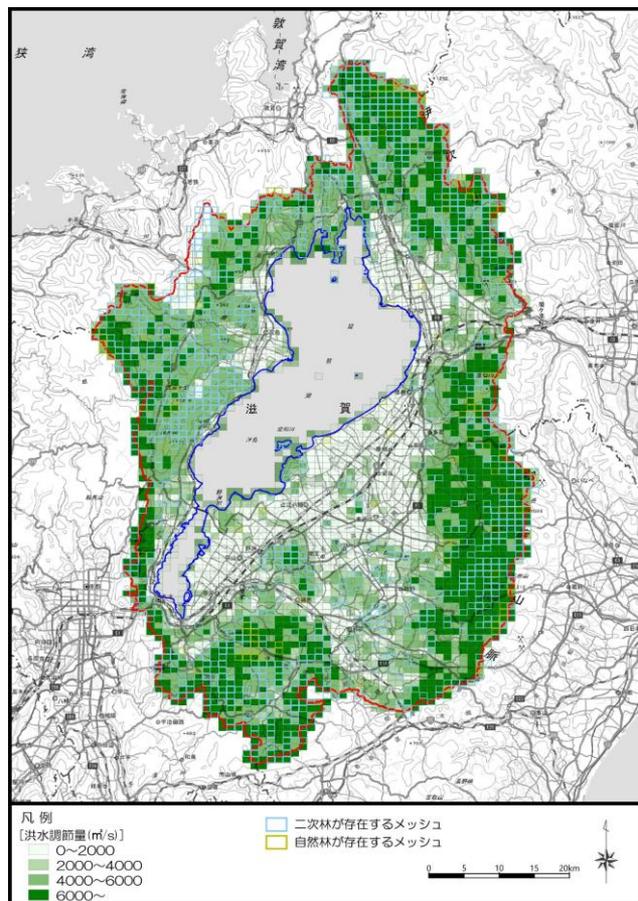
※ 地形・地質等から雨水浸透機能が期待できる場所：地形や地質等から雨水浸透の促進が期待される度合いに応じて最適地、適地、不適地に分類。なお、山地は分析の対象外。

※ さとがわ指数：18ページ参照

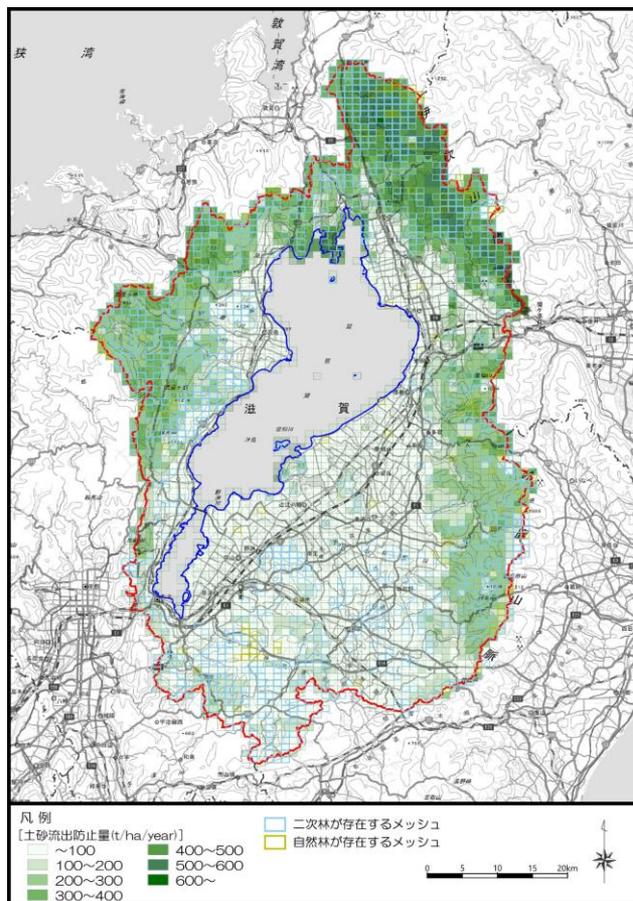
2 現状と課題

〔自然のもつ防災・減災機能〕

- 森林や農地は降雨を緩やかに流下させて洪水を緩和する働きや、植生によって土壌流出を防止する働きがあるとされている。
- 洪水調整量大きい場所は、滋賀県では山地や里地に広く分布している。
- 土砂流出防止量大きい場所は、滋賀県では県境付近の山地を中心に分布している。



洪水調整量※



土砂流出防止量※

※ 洪水調整量 (m³/s) : 降雨時にピーク流量を緩和する機能の大きさ。土地利用別のピーク流出係数、降雨強度、流域面積から算出されたもの
 ※ 土砂流出防止量 (t/ha/year) : 植生によって土壌流出が防止される機能の大きさ。土地利用、降水量、土壌係数、傾斜係数、作物管理係数・保全係数から算出されたもの
 ※ いずれも「総合地球環境学研究所Eco-DRRプロジェクト(2023)J-ADRESS:自然の恵みと災いからとらえる土地利用総合評価」の詳細データを引用

2 現状と課題

(6) 社会課題との関係

③ 自然資本を守り活用する事業活動の推進

事業活動は生物多様性や自然資本に影響を与えるとともに依存しており、生物多様性の保全や自然資本の持続的な利活用は、事業の継続性を確保する観点からも重要です。

滋賀県では、生物多様性の保全や自然資本の持続的な利活用に取り組む法人や個人の事業者を認証することにより、その取組を「見える化」するとともに、そうした取組を行う事業者のすそ野を広げる目的で、2013年度に経済界で創設された「しが生物多様性大賞」を継承するかたちで、2018年度に「しが生物多様性取組認証制度」を設け、2022年度末までに75者（累計113者）を認証しています。

近年、国際的にも、生物多様性を脱炭素とともに取り組むべき経営課題と位置づけ、事業活動に組み込んでいく動きが加速しています。そうした動きの一つとして、ESG投融資※への関心の高まり等も背景に、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）※では、事業活動における自然資本への影響や依存、それらを踏まえた事業リスクや成果等につながり得る機会について評価するとともに、目標設定を行い、それらを財務情報として開示するための枠組を構築し、2023年9月に公開したところです。

※ ESG投融資：環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の要素も考慮した投融資

※ 自然関連財務情報開示タスクフォース（Task force on Nature-related Financial Disclosures、略称TNFD）：企業活動が自然資本や生物多様性に与える影響を把握・評価・開示するための枠組を構築する国際的な組織。金融機関や企業等で構成される。

3 目指す姿

(1)長期目標

2050年の目指す姿「自然と人との共生する社会の実現」

前戦略では、2050年に、「滋賀らしい“自然と人とのかかわり”のあり方を発展させることにより、生きものと人との共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会が実現されていること」を長期目標とし、自然本来の力を活かし、世代を超えて引き継ぐ「いのちの守（も）り」を理念として、滋賀の生物多様性を保全する取組を進めてきました。

本戦略においてもこの理念を継承し、人が自然を管理するという人間中心の考え方ではなく、自然に対する畏敬の念をもち、自然の状態をよく見ながら、自然本来の力に委ね、必要な手を加えるという考え方のもと、顕在化、頻発化する様々な課題を解決しながら、責任をもって滋賀の自然を次の世代に引き継ぐことを目指します。

長期目標に掲げる「自然と人との共生する社会」とは、森・川・里・湖のそれぞれで多種多様な在来生きものが見られ、自然の恵みがさまざまな文化や産業を育み、豊かな暮らしを支えている社会です。

その実現は、「売り手よし、買い手よし、世間よし」で知られる近江商人の「三方よし」に例えれば、自然だけでなく、人間だけでもなく、それらを包含する社会（滋賀にとどまらず、日本、世界）との間で成り立つ「三方よし」に通じるものであり、マザーレイクゴールズ（MLGs）で掲げている2050年頃のあるべき姿「活力ある営みの中で琵琶湖と人との共生する姿」に向けた歩みをさらに進めていこうとするものです。

3 目指す姿

(2) 短期目標

2030年の目指す姿「生物多様性の損失を止め、回復軌道にのせる(ネイチャーポジティブ:自然再興)の実現」

「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生態系の健全性の回復をはじめ、自然を活用した社会課題の解決、自然や生態系への配慮・評価が組み込まれたネイチャーポジティブ経済の実現、一人一人の行動変容、基盤整備の5つを基本戦略とし、これら基本戦略に係る取組が効果的・持続的に循環することがネイチャーポジティブの実現に向けた動力になるとしています。

本戦略では、こうした方向性を共有しつつ、短期目標であるネイチャーポジティブの実現に向けて、国民的資産である琵琶湖をはじめ県域を俯瞰し、滋賀の生物多様性の劣化が抑えられ、ポジティブに転じていくよう、その担い手としてみんなで取り組んでいくこととします。

取組の先にあるネイチャーポジティブが図られている状態とは、例えば、生態系の劣化が抑えられ回復に向かい始め、外来種との関係においても負の影響が軽減し、現在深刻な絶滅の危機に瀕している生きものがその危機から遠ざかるなど、長期目標の実現に向かう入り口に立っている状態です。

また、生態系保全の象徴的な目標である30by30目標についても、“30%以上が保全されている”ということが数字とともに実感されている必要があります。

このため、ネイチャーポジティブの実現を図るには、質と量といった2つの側面がバランスすることを意識し、取り組むこととします。

3 目指す姿

(3)短期目標の下での象徴的な保全目標

世界目標および国家戦略では、保全に係る象徴的な目標として、2030年までに陸と海の30%以上を保護地域※および保全地域(OECM)※として保全するという30by30目標を掲げています。

滋賀県では、自然公園等として既に広く保護地域を指定しており、その面積は県土の41.6%に上ります（琵琶湖を除く県域では29.9%）。

一方で、保護地域であっても、侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等の繁茂拡大や、ニホンジカの食害等による植生の衰退、降雨による土壌浸食など、生態系の劣化や種の減少などが見られることから、これらに対し、生物多様性の質の確保の観点から取り組むこととします。

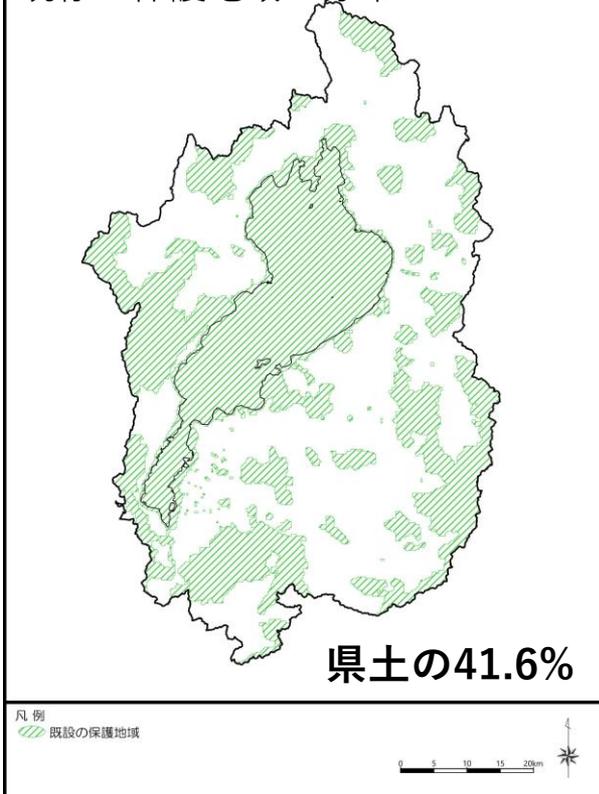
さらに、2030年に向けた量的目標として、保護地域と保全地域(OECM)を合わせ、5,000haの増加を目指すこととします。

これは、国民的資産として預かっている琵琶湖はもとより、琵琶湖をとりまく地域の保護・保全をさらに進めていくことを念頭においたもので、長期的には、“琵琶湖+30%”（46.7%）を目指すこととします。

※ 保護地域：法令により保護されている地域（ex.自然公園等）

※ 保全地域（OECM）：保護地域以外で民間等の取組により生物多様性保全が図られている地域（ex.企業緑地、社寺林等）。OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）は、2018年の生物多様性条約COP14で「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」と定義された。「30by30目標」の達成には、保護地域に加えてOECMもカウントされる。

既存の保護地域の分布



現状（2024）	目標（2030）
167,639ha（41.6%）	172,639ha（42.9%）

3 目指す姿

(3)短期目標の下での象徴的な保全目標

今後、質と量の両面から滋賀の生物多様性を保全していくことは、地域づくりの源となる地域資源や事業活動に不可欠な自然資本を守り育てることにつながります。

このため、野生動植物が織りなす生物多様性が、どのように滋賀の地域を特徴づけているのかを示しつつ、その魅力や保全していくことの意義を発信し、持続的に保全していくための担い手となりうる方々を増やしていく必要があります。

滋賀を特徴づける豊かな生物多様性の保全は、身近な環境でもその一翼を担うことができると考えられます。

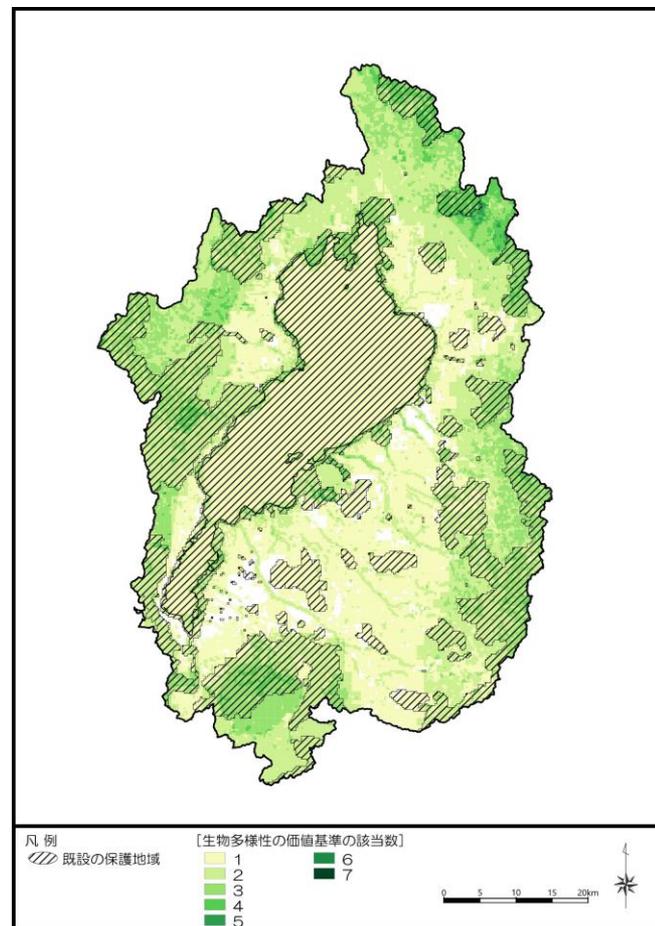
例えば、身近な農地や水路、ため池、社寺林、工場緑地、森林施業地などにも、生き物の移動経路の「回廊」や「飛び石」としての役割があり、また、防災・減災や気候変動緩和などの機能を見出すことができます。

さらには、これまでの地域の営みの中で生まれ、引き継がれてきた文化的景観もその一つです。

こうした場所を、保護・保全地域（OECM）として拡大していくことで5,000haの増加を目指します。

※ 生物多様性の価値に関する基準：自然共生サイト※の認定基準の一部。生物多様性の保全上の重要性をはかる9つの基準で構成（植生の特徴、希少種の分布、生きものの移動経路、地域文化との関わり等）

※ 自然共生サイト：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域として環境省において認定。保護地域との重複を除き、保全地域（OECM）として国際データベースに登録される。認定には、①境界・名称、②ガバナンス、③生物多様性の価値、④活動による保全効果についての4つの基準への適合が必要



生物多様性の保全上重要な場所
（生物多様性の価値に関する基準※への該当箇所）

4 取組方針

2030年の短期目標であるネイチャーポジティブの実現に向けて、保全・活用・行動の3つの方針のもとに滋賀の生物多様性の保全と社会・経済活動の基盤を確保する取組を進めます。

(1)保全

生物多様性の保全とその持続可能な利用に向けて、わたしたちに恩恵をもたらす生態系サービスの基盤となる、生態系・種・遺伝子の3つのレベルでの生物多様性の保全に取り組みます。

2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標よりも高みを目指して、保護地域に加えて保全地域（OECM）による保全の取組を進めるとともに、生物多様性の劣化への対応による質の向上を図ります。

(2)活用

生物多様性を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、その恵みを、気候変動の緩和や適応、防災・減災、資源循環、地域経済、健康などに活かすことで、多様な社会課題の解決と生物多様性の保全と相乗効果を発揮する「自然を活用した解決策（NbS）」に取り組みます。

農林水産業をはじめとする事業活動が持続可能であることが生物多様性の保全につながり、経営を支える自然資本の利用を持続可能にするという好循環をもたらす社会経済活動を広げます。

(3)行動

かつて身近で緊密だった生物多様性との関わりやつながり、現代の生活・消費活動に即した形で取り戻し、構築していくとともに、事業活動における行動変容にもつなげていけるよう、新たな技術の活用や制度の検討、既存の制度の見直しに取り組みます。

また、一人一人の日常における無意識の行動のなかに、生物多様性への配慮につながる側面があることに気づくこと、また、その頻度を増やすことが、自然と人との共生、人と人との共生、地域と地域との共生、の実現につながるものとして、その土壌づくりを進めます。

4 取組方針

(4)取組の考え方

それぞれの取組方針のもとで、目指す姿（状態目標）に向けた取組の考え方を共有し、行動計画等に基づき進めていくこととします。

〔国家戦略〕 〔しが戦略〕

基本戦略	取組方針	状態目標	取組の考え方
1 生態系の健全性の回復	保全	① 水環境や水源の森、そのつながりが保全され、生態系の質が向上している	<ul style="list-style-type: none"> 環境行政の基本計画である環境総合計画や国民的資産である琵琶湖の保全再生施策に関する計画等を踏まえ、基本構想の他の部門別計画と相互に連携し、取り組むこととします。
		② 地域の自然環境や生きものの生息地・生育環境が適切に保護・保全されている	<ul style="list-style-type: none"> 優れた自然の風景地の保護やその利用の増進等を目的とする自然公園や、渡り鳥など鳥獣の保護を目的とする鳥獣保護区、その他の保護地域について、自然公園法や鳥獣保護管理法等の関係法令に基づき保全・管理するとともに、更なる保護地域の指定に取り組むこととします。
		③ 多様な主体による生物多様性の保全管理が進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の恩恵を分かち合う多様な主体が協働することが、持続的な取組や地域の活性化につながるの考えのもと、琵琶湖森林づくり基本計画に基づき森林づくり(森林を守り、育てること)を進めるとともに、保全地域(OECM)の拡大促進に取り組むこととします。
		④ 生きものの生息・生育環境が保全され、種レベルでの絶滅リスクが低減している	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな生態系を構成し、滋賀の生活文化を形づくってきた種の多様性を次世代に引き継ぐため、森林づくりや漁業の振興など生業を守る観点からも、取り組むこととします。
		⑤ 遺伝的多様性の保全を考慮した取組がなされている	<ul style="list-style-type: none"> 地域固有の個体群を保全することも生物多様性にとって、地域の特徴的な環境保全にとって欠かせないことから、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例に基づく保護増殖指針、遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針等に基づき、それぞれの地域特性に応じた保全に取り組むこととします。

4 取組方針

〔国家戦略〕

〔しが戦略〕

基本戦略	取組方針	状態目標	取組の考え方
2 自然を活用した社会課題の解決	活用	① 自然の恵みを防災・減災などの社会課題の解決に役立てている	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境が有する多様な機能を活用し、ハード・ソフト両面で持続可能で魅力ある県土づくりにつなげるため、環境総合計画等に基づき、グリーンインフラ事例集等を踏まえて、取組方針の策定等に取り組むこととします。
		② 自然や文化を守り育てる地域づくりが進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性をもたらす自然資源は観光素材や文化芸術の創造の源であり、これを活用することが保全や地域振興につながることから、シガリズム観光振興ビジョンや文化振興基本方針、棚田地域振興計画等に基づき、活用・保全に取り組むこととします。
		③ 気候変動緩和・適応策の導入が進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動と生物多様性は相互に影響しあう関係にあることから、CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画、琵琶湖森林づくり基本計画等に基づき取り組むこととします。
		④ 野生鳥獣との適切な距離が保たれている	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣は鳥獣種ごとに生態や生息数が異なり、保護や管理の考え方も一様ではないことから、個々の対象種の生息状況に応じた特定計画を策定し、取り組むこととします。（第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウ）、第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ））
3 ネイチャーポジティブ経済の実現		⑤ 自然資本を守り活かす経済活動や循環経済の取組が浸透している	<ul style="list-style-type: none"> 経済活動における自然資本の持続可能な利用は国際的な潮流でもあることから、持続可能な経営や競争力強化を念頭に、本戦略と滋賀県産業振興ビジョン2030等を連携させて取り組むこととします。
		⑥ 持続可能な農林水産業が拡大している	<ul style="list-style-type: none"> 世界農業遺産「琵琶湖システム」の保全や活用などを通じて、産業としての持続可能性の確保や付加価値化を図ることが、生物多様性の保全への貢献につながることから、森林づくり、環境こだわり農業および内水面漁業に係る各計画により取り組むこととします。

4 取組方針

〔国家戦略〕

〔しが戦略〕

基本戦略	取組方針	状態目標	取組の考え方
4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動	行動	① 生物多様性に触れる機会が身近にある	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然や伝統文化は、豊かな心を育み、滋賀ならではの学びや地域の活力につながる教育資源であり、知ることが気づきにつながり、行動変容につながることで、いのちへの共感による自然と人とのかかわりを考える機会でもあることから、教育振興基本計画や環境学習推進計画等に基づき取り組むこととします。
		② 炭素中立、循環経済、自然再興に配慮した行動意識が浸透している	<ul style="list-style-type: none"> 地球の資源は有限であり、持続可能な経済社会となるためには、環境・経済・社会がバランスよく発展・向上していくことが必要であることから、本戦略とCO₂ネットゼロ社会づくり推進計画、滋賀県産業振興ビジョン2030等を連携させながら取り組むこととします。
		③ 生物多様性情報が保全活動に活用されている	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性情報を可視化して、保全の重要性等を共有することで、市町での地域戦略の策定や地域を知る取組、保全活動を促進します。また、琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館等の試験研究機関とも連携し、中期計画等の視点に基づき取り組むこととします。
5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進		④ 多様な主体の連携により生物多様性保全活動が進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の恩恵は多様な主体が分かち合っており、それぞれの立場での活動を進めやすくすることで、取組のすそ野を拡大し、取組の質を高められるよう、本戦略や琵琶湖森林づくり基本計画、琵琶湖環境科学研究センター中期計画等を踏まえ、活動支援や人材育成における地域との連携等の基盤整備に取り組むこととします。

5 行動計画

(1) 考え方

取組方針および取組の考え方を踏まえ、状態目標を具体化するとともに、行動目標と取組を記載しています。また、その進捗等を把握するための指標群を掲げ、可能な限り定量的に把握できるよう、現状と目標値を記載しています。

なお、目標値が2030年以前の設定になっているものについては、県基本構想実施計画（第3期：2027～2030）の策定や個別計画の策定・改定等に合わせて随時更新するなど、短期目標の達成に向けた進捗を把握していくこととします。

また、ここに掲載している取組は、県の行政施策を中心としたものですが、県内では、すでに、マザーレイクゴールズ（MLGs）の達成に向けた取組など、県民、地域、企業等の多様な主体による自主的・自発的な生物多様性の保全の取組が、様々な立場や切り口から行われています。

こうした取組こそが、取組方針に掲げる「行動」の理想とするかたちであり、2030年のネイチャーポジティブの実現、2050年の自然と人との共生社会の実現に向けてベクトルを同じくするものとして、その把握・共有に努めることとします。

5 行動計画

(2)保全

状態目標	行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
【保全①】 水環境や水源の森、そのつながりが保全され、生態系の質が向上している	琵琶湖への汚濁負荷の削減やごみの流入防止を推進する	湖沼・河川の水質保全	湖沼水質保全計画に基づき、汚濁負荷の削減対策と水質モニタリングを実施する	COD	2022 (R4) 北湖2.8mg/l 南湖4.9mg/l	2025 (R7) 北湖2.8mg/l 南湖4.5mg/l
				全窒素	2022 (R4) 北湖0.19mg/l 南湖0.26mg/l	2025 (R7) 北湖0.20mg/l 南湖0.24mg/l
				全リン	2022 (R4) 0.018mg/l	2025 (R7) 0.015mg/l
				アオコ発生日数	2022 (R4) 15日間	-
		持続的な汚水処理システムの構築	持続可能な汚水処理システムの構築に向けて施設の維持管理や更新を推進する	汚水処理人口普及率	2021 (R3) 99.1%	2025 (R7) 99.8%
		散在性ごみ対策	琵琶湖へのプラスチックごみの流出を防止するため、多主体と連携・協働した環境美化活動を推進する	「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	2022 (R4) 194,802 (R3～R4累計)	2025 (R7) 1,200,000 (R3～R7累計)
	森・川・里・湖と其のつながりを保全する	森林づくり	生物多様性が保全された豊かな森林づくりを行う	除間伐を必要とする人工林の年間整備割合	2022 (R4) 67%	2030 (R12) 90%
				下層植生衰退度3以上の森林割合	2022 (R4) 19%	2030 (R12) 10%
		伊吹山の保全	植生が衰退した山の生態系の再生の象徴となるよう、伊吹山の南側斜面の復旧対策等を推進する	植生の回復等に向けた対策の実施状況	-	2024 (R6) 対策のロードマップを作成
		水環境のつながりの保全	河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成、多様な川相の形成・維持、上下流の連続性の確保、多自然川づくりを推進する	多自然川づくりの河川改修延長	2021 (R3) 710m	-
内湖再生		内湖の価値の再発見を促し、地域における内湖再生に向けた取組を推進する	内湖再生に関する取組状況	2023 (R5) 早崎内湖や西の湖等で実施	-	継続実施
ヨシ群落の保全		植栽や刈取り等の維持管理の実施および地域資源としての利用を通じてヨシ群落の健全な育成を図る	地域における保全活動の実施状況	2022 (R4) 15件	-	
琵琶湖と漁場環境の保全再生	水草の刈取・除去、湖底耕耘等による環境改善を行う	南湖の水草の繁茂面積	2022 (R4) 24.25km ²	-	20～30km ² を維持	

MLGs



5 行動計画

状態目標	行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
【保全②】 地域の自然環境や生きものの生息・生育環境が適切に保護・保全されている	保護地域を保全・管理するとともに、更なる指定に取り組む	自然公園等の保全・管理	自然公園をはじめ、良好な自然環境を保全・管理する	保護・保全地域の面積	2023 167,639ha (R5)	2030 172,639ha (R12) (+5,000ha)
		鳥獣保護区の保全・管理	鳥獣保護区を保全・管理する			
		希少種のための保護区の保全・管理	生息・生育地保護区を保全・管理する			
【保全③】 多様な主体による生物多様性の保全管理が進んでいる	生物多様性の保全の担い手(実施主体、支援主体)を増やす	自然共生サイト(環境省が認定する生物多様性保全が図られている区域)の認定促進支援	自然共生サイト認定促進に向けた専門家の派遣等による伴走支援を行う	自然共生サイトの認定数	2023 7件 (R5) (前期時点)	2030 25件 (R12)
		多様な主体による森林づくり	多様な主体との協働により森林・林業・農山村づくりを推進する	保護・保全地域の面積	2023 167,639ha (R5)	2030 172,639ha (R12) (+5,000ha)
				企業等の「やまの健康」取組数	2022 11件 (R4)	2030 30件 (R12)
				森林づくり講座等への参加者数	2022 455人 (R4)	2030 1,400人 (R12)

MLGs



5 行動計画

MLGs



状態目標	行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
【保全④】 生きものの生息・生育環境が保全され、種レベルでの絶滅リスクが低減している	希少種の保護を図る	生きものの生息・生育環境の把握	生きもの総合調査を実施し、県内の野生動植物の生息・生育状況等を把握する	新たに「絶滅種」となった種数	2020 2 (R2) (滋賀県レッドデータブック2020年版)	2025 0 (R7) (滋賀県レッドデータブック2025年版,2030年版)
		希少種の保護	特に保護を図る必要がある希少種の保護・保全を推進する	指定希少野生動植物種の指定 イヌワシ・クマタカ保護指針	2023 22種 (R5) 2002 策定 (H14)	- 追加指定の必要性を隔年検討 - 改訂
	外来種対策を推進する	外来魚対策	オオクチバス・ブルーギル等の駆除を、漁業者等と連携して実施する	推定生息量	2021 402t (R3)	2025 300t (R7)
		侵略的外来水生植物対策	オオバナミズキンバイ等の低密度化に向けて、巡回・監視・駆除を実施する	生息面積	2022 97,000㎡ (R4)	2026 31,000㎡ (R8)
	【保全⑤】 遺伝的多様性の保全を考慮した取組がなされている	遺伝的多様性を考慮した種の保全を行う	地域個体群の系統保全・希少種の保護増殖	遺伝的な系統を踏まえた希少野生動植物種の保護増殖指針に基づき保護増殖事業を実施する	保護増殖指針の策定数	2023 2件 (R5)
ヨシ群落の遺伝的多様性への配慮			ヨシ群落保全基本計画を踏まえ、遺伝的多様性を考慮してヨシの植栽等を実施する	遺伝的多様性に配慮した県のヨシ群落の造成工事の実施件数	2022 1件 (R4)	2026 毎年度実施 (R8)
栽培漁業にあたっての生物多様性の保全への配慮			栽培漁業の実施にあたり、滋賀県栽培漁業基本計画を踏まえ、遺伝的多様性の保全を含む生物多様性の保全との両立に努める	栽培漁業対象7種のうち遺伝的多様性に配慮した種の割合	2022 100% (R4)	2026 100% (R8)

5 行動計画

(3)活用

状態目標	行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
【活用①】 自然の恵みを防災・減災などの社会課題の解決に役立てている	自然環境が持つ多様な機能を活かした社会インフラの整備等を推進する	グリーンインフラの推進	グリーンインフラ取組方針や事例集の作成を通し、社会資本整備や土地利用の際に自然環境が有する多様な機能を活用し、レジリエントな地域づくりと生物多様性保全の両立を推進する	グリーンインフラ推進事業の実施状況	2023 事例集の作成 (R5)	2024 取組方針の策定 (R6)
			災害に強い森林づくりを推進する	ライフライン保全整備累計箇所数	2022 25 (R4)	2025 25 (R7)
			グリーンインフラの推進に向けた河川流域が有する多様な機能の把握とその保全再生に関する研究を実施する	行政への施策提言	-	2026 研究成果に基づく施策提言 (R8)
【活用②】 自然や文化を守り育てる地域づくりが進んでいる	自然資源・文化的資産を活かした地域振興を推進する	自然公園の魅力向上	民間事業者等との連携促進により、自然公園施設等の魅力の向上を図る	民間事業者等との連携事例数	2023 - (R5)	2024 3件(累計) (R6)
		シガリズムの推進	自然資源や文化財、地場産業等を観光素材として体験・体感できる旅を推進する	観光コンテンツの創出数	2022 67 (R4)	2024 200 (R6)
		文化的資産の保存・活用と生物多様性保全の連携	文化的景観、棚田など、自然との共生の中で育まれた文化・景観の継承と生物多様性保全の連携を推進する	伝統文化の保護にも資する自然共生サイトの認定数	2022 - (R4)	2030 3件以上 (R12)
【活用③】 気候変動による影響が抑えられ、気候変動対策と生物多様性の保全が両立している	温室効果ガスの削減と、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進する	温室効果ガスの削減	CO ₂ ネットゼロ社会の実現に向けて省エネの推進および再エネの導入拡大を推進する。	温室効果ガス排出量	2013 1,422万t (H25)	2030 711万t (R12)
		木質バイオマスの地域循環利用の推進	県産材の木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギー利用を推進する	エネルギー利用される木質バイオマスの量	2022 28,115絶乾トン (R4)	2025 30,000絶乾トン (R7)
		気候変動の影響把握	気候変動が琵琶湖の水質・生態系にもたらす影響と適応策に関する研究を実施する	行政への施策提言	-	2026 研究成果に基づく施策提言 (R8)

MLGs



5 行動計画

状態目標	行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
【活用④】 野生鳥獣との適切な距離が保たれている	鳥獣保護管理を推進する	ニホンジカ対策	農林業被害の軽減、森林植生等の衰退防止および健全な個体群の安定的維持を図る	農業被害額	2019 16,749千円 (R1)	2027 10%減/R1 (R9)
		ニホンザル対策	農作物被害、生活環境被害の軽減および県内の個体群の保全を図る	林業被害	2019 118ha (R1)	2027 100ha以下 (R9)
		カワウ対策	漁業被害、生活環境被害、植生被害の軽減および個体群の安定的維持を図る	悪質度が最も高い群れ数	2023 9群れ (R5)	2027 0群れ (R9)
		ツキノワグマ対策	地域個体群の安定維持および人身被害の回避、生活環境被害・農業被害等の低減を図る	春期生息数	2023 18,254羽 (R5)	2027 4,000羽 (R9)
【活用⑤】 自然資本を守り活かす経済活動や循環経済の取組が浸透している	自然資本を守り活かす経済活動と循環経済の取組を推進する	自然資本を守り活かす経済活動の推進	生物多様性を含む自然資本を守り活かす社会経済活動の浸透に向け、生物多様性に取り組む事業者の認証や、取組やその重要性に係る情報発信、取組のインセンティブとなる仕組みの検討を進める	しが生物多様性取組認証制度認証者数	2022 75者 (R4)	2030 100者 (R12)
		循環経済の取組の推進	循環型社会および循環経済の実現に向けて、産業廃棄物の3R等に寄与する研究開発・施設整備事業を支援する	インセンティブとなる仕組みの導入状況	-	2025 導入 (R7)
				産業廃棄物減量化に向けた新たな取組事例数(研究開発または施設整備)	2022 2件 (R4)	2026 10件(R4からの累計) (R8)

MLGs



5 行動計画

MLGs



状態目標	行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値		
【活用⑥】 持続可能な 農林水産業 が拡大して いる	世界農業遺産「琵琶湖システム」の保全・活用等を通じた持続可能な農林水産業の確立と農山漁村の多面的機能の発揮を図る	環境こだわり農業の推進	オーガニック農業を環境こだわり農業の柱のひとつに位置づけること等により、地球環境問題に対応した生産性の高い環境こだわり農業をさらに推進する	オーガニック農業の実施面積	2021 355ha (R3)	2026 500ha (R8)		
				家畜ふん堆肥の耕種農家の年間施用面積	2020 8,000ha (R2)	2030 11,000ha (R12)		
				除間伐を必要とする人工林の年間整備割合(再掲)	2022 67% (R4)	2030 90% (R12)		
				県産材の年間素材生産量	2022 98,800m3 (R4)	2030 165,000m3 (R12)		
						年間再造林面積	2022 30ha (R4)	2030 50ha (R12)
		琵琶湖の恵みを活かした水産業	水産資源の回復、漁場環境の再生、漁業の健全な発展を推進する	琵琶湖の漁獲量	2021 670t (R3)	2024 900t (R6)		
				ニゴロブナ冬季当歳魚生息数	2021 317万尾 (R3)	2025 700万尾 (R7)		
				資源管理型漁業に取り組む魚種数	2020 3種 (R2)	2025 5種 (R7)		
		魚のゆりかご水田の取組推進	琵琶湖の魚の生息をはじめ、生物多様性に寄与する水田取組面積および取組組織数の拡大を図る	魚のゆりかご水田取組組織数	2022 17 (R4)	2030 27 (R12)		

5 行動計画

(4)行動

状態目標	行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
生物多様性に触れる機会が身近にある	学校・博物館等における環境学習や、豊かな自然や地域の特性を活かした体験型環境学習を推進する	学校・博物館等における環境学習の推進	学校における環境教育の充実に向けた取組や、琵琶湖博物館等における交流事業を推進する	しが環境教育研究協議会における教員研修の実施頻度	- 毎年度	- 毎年度
		体験型の環境学習の推進	「うみのこ」「やまのこ」など、豊かな自然や地域の特性を活かした滋賀ならではの体験型の環境学習を推進する	琵琶湖博物館における地域・企業等との連携活動数	2022 30件 (R4)	2025 30件 (R7)
				自然体験を通じた環境学習推進事業への参加人数	-	2026 2,800人 (R5～R8) R8累計)
				びわ湖フローティングスクール事業参加小学校数	2023 県内全校 (R5)	- 県内全校
				「やまのこ」参加小学校数	2022 233校 (R4) / 243校	- 県内全校
自然を活用した幼児教育・保育の取組団体数	2022 15団体 (R4)	2030 50団体 (R12)				

MLGs



5 行動計画

状態目標	行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
【行動②】 炭素中立、循環経済、自然再興に配慮した行動意識が浸透している	消費・購買等の日常生活における環境配慮行動を推進する	環境に配慮した行動の促進	琵琶湖の清掃やヨシ刈り体験への参加、レジ袋をもらわないなどの環境に配慮した行動を促進する	生物多様性に対する認知度（言葉の意味を知っている人の割合）	2023 55.8% (R5)	2030 80%以上 (R12)
				環境保全行動実施率	2022 86.5% (R4)	2025 80%以上 (R7)
		エシカル消費の推進	人、社会、地域、環境に配慮した倫理的消費行動が自分事として実践されるよう啓発を行う	地産地消を心がける消費者の割合	2020 67.6% (R2)	2025 80% (R7)
		食品ロス、廃棄物の削減	食品ロスの発生量等の把握、未利用食品の有効活用の仕組みづくりを進める	食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合	2020 78.3% (R2)	2025 80%以上 (R7)
プラスチックの資源循環（レジ袋削減、マイボトルの推進、ワンウェイプラ製品の削減等）を行う	マイボトル利用可能な給水スポット数		2022 97か所 (R4)	2025 100か所 (R7)		
【行動③】 生物多様性情報が保全活動に活用されている	生物多様性の保全活動や研究活動に必要な情報の共有を図る	生物多様性情報の「見える化」	市町の地域戦略策定や企業の取組等にも活用されるよう、自然共生サイトの認定基準等に関する生物多様性情報を図示化・デジタル化する	市町等への生物多様性情報の提供件数	-	2030 全市町 (R12)
			滋賀県生きものデータバンクによる動植物の生息・生育状況等の把握を推進する	滋賀県生きものデータバンクへの生物調査データ格納数	2022 500件 (R4)	2025 600件 (R7)
			博物館収蔵資料や調査データのデジタル化、電子化によるデジタルミュージアムの整備を行うとともに、生物多様性情報を基にした展示を行う	生物分布表示点数	-	2027 累計56,000点 (R9)
				デジタル図鑑コンテンツ数	-	2027 累計7,000点 (R9)
			生物多様性情報による展示更新数	2022 11件 (R4)	2027 累計25件 (R9)	

MLGs



5 行動計画

状態目標	行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
【行動④】 多様な主体により環境調査や生物多様性保全活動が進んでいる	多様な主体による取組の推進	多様な主体による身近な生きもの調査等の活動を推進	地域や企業、研究機関、教育機関等と連携し、トンボ等の特徴的な生きもの調査や、環境DNAによる調査など、地域における生きものの調査等を促進する	調査実施主体数	-	-
		滋賀県生きものデータバンクへの生物調査データ格納数(再掲)	2022 500件 (R4)	2025 600件 (R7)		
	地域や企業等との連携	地域や企業等における取組との連携を図るため、MLGsに関係する場などを通じて、対話や情報共有を進める	みんなのBIWAKO会議等における生物多様性に係る情報共有の実施	2023 2回(地域、企業) (R5)	毎年度1回以上	
市町と連携した生物多様性の保全の推進	各市町の生物多様性地域戦略策定への支援	生物多様性情報を共有するなどにより、市町における生物多様性地域戦略の策定を支援する	地域戦略を策定した市町の数	2023 2市 (R5)	2030 全市町 (R12)	

MLGs



6 戦略の推進

(1) 考え方

生物多様性はわたしたちみんなの財産であり、保全と持続可能な利用を通じて、その恵みを次の世代に引き継いでいく必要があります。

特に、生物多様性保全は気候変動への対策や循環経済の推進と一体のものであり、マザーレイクゴールズ（MLGs）やCO₂ネットゼロの推進等にかかる既存のプラットフォームとつながり、ともに進めていくことで、県全体のムーブメントにつなげていくこととします。

マザーレイクゴールズ（MLGs）は、2030年の持続可能社会の実現に向けて、「琵琶湖」を切り口にSDGsを地域における具体的なアクションにまで落とし込んだ「琵琶湖版のSDGs」であり、琵琶湖を通じて、自分たちの活動がSDGsにつながっていることを発見する仕組みにもなっています。13のゴールのうち、生物多様性に関するゴールとして、「ゴール3・多様な生き物を守ろう」が定められています。



生物多様性の恵みに触れる機会は、日常生活のみならず、

レクリエーションやアクティビティなど身近に数多く存在しますが、それらが意識されることはあまりありません。マザーレイクゴールズ（MLGs）を通じて、日常にある生物多様性とのつながりやその恵みを見つけることで、みんなで保全に取り組む土壌を育てていくこととします。

6 戦略の推進

(2)各主体の役割・連携

本戦略を推進するため、各主体が、取組方針である、「保全」「活用」「行動」の各段階における担い手として、生物多様性基本法の基本原則に則り、それぞれの役割を果たしながら相互に連携して取り組むこととします。

主体	役割
県・市町 (例)	国と連携し、国の施策に準じた施策及びその他自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するとともに、多様な主体による活動を支援する。 ・ 条例等に基づき保護地域を指定する。住民や事業者等とともに、地域で大切にされている里山やビオトープ、境内地、都市緑地等を保全する。 ・ 防災・減災や人の健康、地域の活性化等の地域課題の解決に向けて、自然を積極的に活用する。持続可能な農林水産業を促進する。 ・ 事業者や都市住民等を含め多様な主体が、地域における環境保全の取組に参加・協力する機会や、それら主体が互いに交流する場を設ける。
個人・団体 (例)	生物多様性の重要性を認識するとともに、日常生活において、外来種を適切に取り扱うこと及び生物多様性に配慮した物品等を選択するなど、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努める。 生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他者が行う取組に協力するよう努める。 ・ 地域のルールやマナーを守りながら自然に親しむ。ペットは責任をもって最期まで飼う。環境に優しい商品やサービスを選ぶ。 ・ 地域の自然や伝統文化、歴史等について調べ、知り、記録し、伝える。 ・ 地域で環境保全の取組を行う、またはそうした取組やボランティア活動に参加・協力する。
事業者 (例)	事業活動を行うに当たり、生物多様性に及ぼす影響等を把握するとともに、関係者と連携を図りつつ、脱炭素や資源循環の視点も含め配慮することにより、生物多様性への影響の低減及び持続可能な利用に努め、持続可能な社会に向けた経営を推進する。 ・ 持続可能な農林水産業の実践、生物多様性の保全に資する技術や製品、サービスの提供、自然資本に関係する財務情報等の開示とこれを踏まえた金融機関におけるESG投融資など、事業活動を通じて生物多様性の保全または負荷の低減を図る。 ・ 工場敷地内の緑地や水辺、社有林等の中にある多様な動植物の生息地・生育地をOECM等として管理する。地域の生物多様性を保全する取組を実施または支援する。
教育・研究 機関 (例)	環境教育や環境学習等を推進し、生物多様性の重要性についての理解や、保全につながる一人ひとりの行動を促す。調査・研究により、生物多様性に関する知見や保全に資する技術等を提供する。次世代を担う専門人材を育成する。 ・ 自然と人とのかかわりについて学ぶ機会や、自然体験の機会を、幅広い主体に提供する。 ・ 地域の生物多様性の状況等について調査・研究し、その結果を広く伝える。 ・ 専門的な見地から、行政、事業者、地域団体など関係主体に生物多様性の保全に向けた提案や助言を行う。

6 戦略の推進

(3)点検・評価

行動目標に対する各取組の実施状況や指標群の達成状況（アウトプット）と、それらが状態目標にどの程度寄与したか（アウトカム）とを合わせて、短期目標の達成状況を総合的に点検・評価することとし、推進状況や結果を滋賀県環境審議会等に諮り、助言や講評を求めることとします。

また、本戦略の行動計画に記載されていない生物多様性の保全に係る取組についても可能な限り把握に努め、本戦略の進捗状況の点検・評価に活かすとともに、次の戦略策定に向けた議論へとつなげていくこととします。

[資料編]

ふりかえり

(1)生物多様性しが戦略(2015年3月策定)の目標

①長期目標と短期目標

生物多様性しが戦略(2015年3月策定。以下「しが戦略2015」という。)では、2050年に向けた長期目標と、2020年における3つの短期目標を設定するとともに、短期目標の達成に向けた行動計画を設定して取り組んできました。

長期目標 (2050年)	滋賀らしい「自然と人とのかかわり」のあり方を発展させることにより、生きものと人との共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会が実現されている。
-----------------	---

短期目標 (2020年)	<ul style="list-style-type: none">① 生物多様性の危機に対して、緊急の取組が実施されている。② 社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組が進んでいる。③ 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広がっている。
-----------------	---

※各短期目標の達成に向けた取組と29の数値目標を行動計画に位置づけ

(2)しが戦略2015の評価

①短期目標の達成状況

行動計画における29の数値目標のうち、事業廃止等により評価外とした4項目を除く25項目について、点検・評価した結果、80%以上達成したのは全体の約6割にあたる17項目、未達成は8項目でした。

短期目標	項目数			
	達成 ○	ほぼ達成(80%超) △	達成せず ×	事業廃止等による評価対象外 -
I	7	6	6	1
II	0	2	1	1
III	1	1	1	2
計	8	8	9	4

②総合評価

- 生物多様性の危機に対し、レッドデータブックの更新や巨樹・巨木の保全等の緊急的な取組を進めてきた一方で、在来魚介類の漁獲量の回復は目標には至らず、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の低密度状態は安定して維持できていません。ニホンジカなどの人との軋轢がある生きものとの共存に向けた適切な関係の構築や、希少な種を含む多様な動植物の生息・生育環境の保全など、生きものとの共生に向けた取組を継続して行っていく必要があります。
- 自然と人との良好な関わりを発展していくためには、生物多様性の視点を社会経済活動へ組み込むことや、生態系サービスの持続可能な利用の取組が欠かせないことから、引き続き、環境こだわり農業の推進や県産材の利用拡大、持続可能な取組の社会的な評価・認証の仕組みなどが必要です。
- 生物多様性に対する理解と行動の促進のため、次世代リーダーを育成する「ラムサールびわっこ大使」等の取組を行い、生物多様性への認知は一定進んでいるものと考えられ、それぞれの主体の具体的な行動につながるよう、引き続き対話や情報共有を進めていく必要があります。

短期目標ごとの評価

ふりかえり

(短期目標 I) 生物多様性の危機に対する緊急の取組の実施

(1)生物との適切な関係 (減りすぎ対策、増えすぎ対策)

達成(O) 4

ほぼ達成(Δ) 1

達成せず(X) 5

(1)生物との適切な関係(減りすぎ対策、増えすぎ対策)

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
1 滋賀県レッドデータブックの公表	—	—	H27,R2更新	H27,R2更新	○	—
2 指定希少野生動植物種の指定	種	31	37	35	Δ	35(R4)
3 ニゴロブナの漁獲量	t	48	75	40	×	48(R3)
4 セタシジミの漁獲量	t	28	130	37	×	48(R3)
5 ホンモロコの漁獲量	t	14	60	33	×	25(R3)
6 外来種リストの作成	—	—	作成、啓発	作成、啓発	○	—
7 指定外来種の指定	種類	16	19	19	○	19(R4)
8 オオバナミズキンバイの生育面積	m2	65,000	根絶	32,200	×	50,400(R4)
9 ニホンジカの生息数	頭	47,000~ 67,000	半減	41,576(R1)	×	—
10 狩猟免許所有者の人数	頭	2,042	2,100	2,310	○	2,446(R3)

- 生物多様性の危機に対する取組として、生きものと人の共存に向けた「生物との適切な関係」を構築するため、野生生物の保護・管理に取り組みました。
- 希少種等の減りすぎ対策として、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（以下「共生条例」という。）に基づき、県内の野生生物の総合的な調査を毎年行い、その結果を「滋賀県レッドデータブック」として公表するとともに、保護が必要な指定希少野生動植物種の選定などに活用し、保護の対策を推進してきました。在来魚介類の漁獲量は目標値には達していないものの、ホンモロコ資源は増加の兆しがみられており、漁獲量も増加しています。
- また、外来種等の増えすぎ対策として、2010年代から急増したオオバナミズキンバイ等に対しては、大規模な駆除を行い、生育面積を大幅に減らしましたが、低密度状態の安定維持には至っていません。ニホンジカについては、しが戦略2015の策定時と比べると減少していますが、特に湖北地域の伊吹山周辺では、シカによる森林下層植生や草本植生の衰退が著しいことから、引き続き対策が必要な状況です。

短期目標ごとの評価

ふりかえり

(短期目標 I) 生物多様性の危機に対する緊急の取組の実施

(2) 生息・生育環境の改善 達成(○) 3 ほぼ達成(△) 5 達成せず(×) 1 評価外 1

(2) 生息・生育環境の改善

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
11 生息・生育保護区の指定	箇所	10	15	12	△	12(R4)
12 鳥獣保護区の面積	ha	100,966	100,966	99,692	△	99,692(R4)
13 生態系レッドデータブックの公表	—	—	5年ごとに公表	基礎情報を公表(H31)	△	—
14 ビオトープネットワーク構想の進捗	—	—	拠点をつなぐネットワークの骨格の概成	重要拠点16区域 生態回廊14河川	○	—
15 保全協定を締結した巨木の本数	本	261	400	433	○	561(R4)
16 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	%	74	90	59	×	67(R4)
17 里山整備協定林の数(累計)	箇所	14	40	—	—	—
18 ヨシ群落造成面積(累計)	ha	39.9	56	47.1	△	49.4(R4)
19 生活排水処理率	%	98.2	100	99	△	99.1(R3)
20 再生可能エネルギーの導入量	万kW	29.7	42.8	91.1	○	96.6(R3)

- ・ 指定希少野生動植物種をはじめ、希少な野生動植物の保護のための「生息・生育地保護区」を新たに指定するとともに、鳥獣の保護のための「鳥獣保護区」の更新などを行いました。
- ・ また、生態系レッドデータの基礎情報となる「滋賀県で大切にすべき植物群落」を選定したほか、共生条例第9条に基づく野生動植物の種の個体の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する長期的な構想である「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」を2021年4月に改定し、生物の移動のための生態回廊として重要な河川を新たに4河川（余呉川、天野川、大同川、知内川）選定しました。
- ・ 水源の森に残された貴重な巨樹・巨木林を次世代に残し、地域の自然的・文化的資源として保全・活用を推進していくため、巨樹・巨木の保全協定を締結しました。
- ・ 除間伐を必要とする人工林の整備については、令和2年度の実績は目標値には至っていないものの、継続的に実施し、環境に配慮した森林づくりを推進しています。
- ・ ヨシ群落の造成面積は目標に達していないものの、ヨシ群落の面積は概ね回復してきています。

短期目標ごとの評価

ふりかえり

(短期目標Ⅱ) 社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組

生態系サービスの持続可能な利用の取組 達成(○) 0 ほぼ達成(△) 2 達成せず(×) 1 評価外 1

生態系サービスの持続可能な利用の取組

地域資源の活用、地産地消の推進

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
21 県産材の素材生産量	m3	62,000	120,000	112,000	△	98,800(R4)

社会経済活動に生物多様性を組み込む取組

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
22 水稲における環境こだわり農産物栽培面積割合	%	39	50	44	△	45(R4)
23 しが生物多様性大賞の受賞団体(累計)	団体	4	25	2017で終了	—	—
24 生物多様性保全活動を評価・認証する制度	—	—	評価、認証制度の新設 (認証数500団体)	しが生物多様性取組認証制度 (2018年度新設) 累計63者	×	累計113者(R4)

- 人工林の適切な維持管理は生物多様性の保全上も重要であり、森林資源の循環利用を進めるため、素材生産の推進、加工・流通体制の強化、住宅建設等での県産材の積極的な利活用の促進などを行いました。その結果、県産材の素材生産量は、ほぼ目標を達成しました。引き続き、森林資源の循環利用を進めます。
- 農業における環境負荷を低減する「環境こだわり米」の作付面積割合はほぼ目標を達成しました。今後は、環境こだわり農業の柱としてオーガニック農業を位置づけ、拡大を図ります。
- 企業等の主体的な取組を促進するとともに、社会経済活動における生物多様性の視点の浸透を図るため、生物多様性の保全と自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を認証する制度を2018年度に設けました。

短期目標ごとの評価

ふりかえり

(短期目標Ⅲ) 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動の広まり

生物多様性に対する理解と行動の推進 達成(○) 1 ほぼ達成(△) 1 達成せず(×) 1 評価外 2

生物多様性に対する理解と行動の促進

県民の理解を促すための取組

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
25 生物多様性に対する認知度(言葉の意味を知っている人の割合)	%	20.9	50	44.5 (R1年度)	△	55.8(R5)
26 琵琶湖博物館来館者数	人/年	368,210	585,000	253,750	×	415,931 (R4)

人材育成とネットワークの構築

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
27 びわっこ大使育成人数(累計)	人	24	61	65	○	82(R4)
28 生物多様性保全活動支援センターによる連携・協力のあっせん件数(累計)	件	—	70	—	—	—
29 森林づくり活動を実践している市民団体等の数(累計)	団体	139	150	—	—	—

- ・ 県民の理解を促すための取組の成果指標である生物多様性に対する認知度は、目標をほぼ達成しました。また、生物多様性に関する理解を深めるうえで、博物館等の社会教育施設での体験や学習は効果的であることから、琵琶湖博物館の来館者数を指標としていましたが、コロナ禍の影響により来館者制限等を行っていたこともあり、来館者数は目標値には至りませんでした。
- ・ 将来にわたって生物多様性を守っていくためには、知識や経験をもとに適切に行動できる人材が必要であることから、県内の小学校5年生、6年生の中から「びわっこ大使」を任命し、ラムサール条約登録湿地でもある琵琶湖の自然や文化を体験しながら学び、県内外で、さらには海外へも発信してもらう取組を2008年から継続して行い、湖国の未来を担う次世代リーダーの育成に取り組みました。